

同郡鹽竈村
同郡高城松島村

一籬島
一雄島五大堂其外島々共に

同郡赤沼村

一葉山

一長老坂

桃生郡深谷宮戸里濱

一鎮守山

一大澤 ○以上前掲分

牡鹿郡鮎川濱

一薬師山

一金華山

同郡小竹濱

一馬の背島

一生艸島

同郡湊村

一牧山

同郡門脇村

一日和山

栗原郡三迫平形村

一江浦草橋邊の松杉

本吉郡歌津村

一田束山

膽澤郡上伊澤西根村

一駒ヶ嶽

氣仙郡上有住村

一五葉山

同郡高田村

一水上山

羽前國
御花山ノ
松

東村山郡楯山村大字青野字花山の御花山古墳は、地積七町餘歩に互り、二五七五(大正四)年迄は全山悉く松樹を以て覆はれしが、其後畑地となりて古墳の原形を存するもの尠しと雖、該御花山の松は、最上義光朝鮮役凱旋の際、肥前唐津の赤松の種子を齎して播きたるものなりといひ、亦舊跡の一たるを失はず。

加賀國
實盛塚ノ
松

江沼郡篠原村字笹原新に實盛塚あり、一八四三(壽永二)年五月の戦に壯烈なる最期を遂げ

たる齋藤實盛の遺屍を葬れる所にして、二〇七四(應永二)年三月、五十四世遊行上人が同地を行脚せる際、實盛の亡靈出現し、上人の回向によりて妄執を晴せりとの言傳へあり、以後代々の遊行北陸巡錫の途、必ず立寄りて念佛供養するを例とすと云ふ。墳上鬱蒼たる一株の松ありて樹幹四方に伸張し、樹下に石碑を建てたり。

俱利伽羅
峠古戰場
ノ緑林

俱利伽羅峠は、河北郡礪波山中に在り、木曾義仲の敗戦を以て名高き所にして、平家物語等にも其名屢々現はる。俱利伽羅戦當時、埴生の南八町なる蓮沼村神社附近の宮林、松永村道林寺の舊地なる柳原、矢立山を降る山路の南なる木原、石動停車場附近なる上野等の附近は、大なる森林斷續して散在し、眞に北陸道の要隘たるに恥ぢざりしもの、如し『津幡竹の橋など過て俱利伽羅に登り、不動堂の前を過ぎぬ、巖峩々として高く峙ち、道廻り廻りていと細し、千尋の谷寂々として底深く、越の海北を廻りて浪の音高くして、鳴神の驚かすが如く、巖も崩るばかり響きて、玉鉾の道も動きゆるぎて嶮し事言葉にも言盡しがたし、老木の松の梢高く蔭重なりて、一鳥鳴かざる景色、緑林白波の心遣ひ誰かなからざらん』とは、嘗て此古戰場を弔へる人の記述なり。

二三二五(寛文五)年、大聖寺藩主は、江沼郡山代町なる龍宮院の遺跡に竹林^④を作り、大藪小藪と稱し、歩卒二名をして之を守らしめたりと云ふ。

丹後國
ノ天ノ橋立
ノ松

日本三景の一と稱せらるゝ天の橋立は、與謝郡宮津灣(舊名與謝の海と云ふ)の西側なる凸洲

龍宮院遺
跡ノ竹林

④俱利伽羅戦史講演録

⑤こし地紀行

⑥石川縣江沼郡誌

狀の長さ沙嘴にして、沙上連立せる松樹を以て覆はる。失名氏の『大崎長二千二百廿九丈・廣九丈二尺の出崎あり、是を天の橋立といふ。橋立之圖に云ふ、天の橋立は、伊弉諾尊・伊

日本三景の一と稱せらるゝ天の橋立は、與謝郡宮津灣（舊名與謝の海と云ふ）の西側なる凸洲

狀の長き沙嘴にして、沙上連立せる松樹を以て覆はる。①失名氏の『大崎長二千二百廿九丈・廣九丈二尺の出崎あり、是を天の橋立といふ。橋立之圖に云ふ、天の橋立は、伊弉諾尊・伊弉册尊天の浮橋に立ち給ふより其名を得たり、與謝の海にある長洲なり、卅六町あり、土人浮島といへるは浮橋をあやまるなるべし、松樹並木のやうに連なれり、碧海中央六里の松と作りて詩人六里松と稱す』といへるもの是にて、植樹創始の年代等に就ては種々の説あれども、何れも後世の一想たるに過ぎず、萬葉・古今の兩集に此地の吟詠なく、村上朝以後に多きを見れば、其三景としての起りは尙近世の事なるべし。貝原益軒は此地に遊びて『松おほし、甚だうるはし』といひ、齋藤拙堂は長詩を賦して『何若神設與鬼造。天然布置匠心工』といへり。

出雲國
龍頭瀧ノ
景木

二五一五（安政二年七月、松江藩は、飯石郡松笠村龍頭瀧〔註四〕附近の大杉を、出雲大社造營用材として伐採の議を起すや、瀧景木なるの故を以て鐵師田部某より異議を申出づ。

安藝國
桂濱ノ松

安藝郡倉橋島村なる桂濱の松原は、一三九六（天平八）年六月聖武天皇の御宇、大石叢麿が勅を奉じて新羅に渡るの途次此地に宿り『我かいのちなかとの島の小松原いく世をへてかかむさひわたる』との歌を詠じたる舊跡にして、往時長門島と稱せられたり。目通周圍一丈餘・樹高拾五六間以上の老松拾八本、今尙二町餘の間に散在せり。

嚴島ノ樹

嚴島は、廣島灣の西南、佐伯郡の陸岸に沿へる海島にして、日本三景の一と稱せらる。一

①年中行事大成

②益軒全集一西北紀行上

③大日本地名辭書

④大日本老樹名木誌

八四三(壽永二年)、西行法師は『巖島の社の後は山深く茂り、前は海、左は野、右は松原なり、東の野の方に清水きよく流れたり』といひ、二三五七(元祿一〇)年小島某は『めぐり七里、東西北の三方、地を相さる事、遠きは四五里、ちかきは一里ばかりなり、南の方は、はるかに伊豫の二名のしま、つくしの海までも見ゆ、山そびえ、江めぐり、くま／＼まで松おひしげり、うらうらの名所、岡谷の舊地百にあまれり』と記せり。巖島の風致亦樹林に負ふ所大なるは言ふまでもなし。吉田重房は其紀行に『宮島は千軒といひなし、町の中に鹿猿見ゆ、山の樹木は日に千本伐るとも、日に千本生ぜしめんとこの神の誓ありとか』と記せり。

紀伊國
那智瀧ノ
櫻

文覺上人の荒行を以て名高き那智瀧は、東牟婁郡那智山に在り。瀑布數多ありて四拾八所と號し、其大なるは一之瀧にして、高八拾四丈幅三間に及ぶ。源平盛衰記に『去ニシ寛和ノ比(二六四五―六年)、花山法皇ノ行キ給ヒニケル所トテ、時頼入道教ヘタテマツリケレハ、瀧本ヘ下リ給ヒテ其舊跡ヲ拜スレハ、今ハ御庵室モ霧ニ朽チテ其跡ナシ、庭上ニ若草繁クシテ垣根ニ蔦マトヘリ、昔ノ遺ヲ忍ヘトヤ千代ノ形見ニ引キ植エサセ給ヒケル老木ノ櫻計リコソ、折リ知リガホニ咲キニケレ』とあるもの即ち當時の舊跡なり。花山院の御製に『木の下を栖家とすればおのつから花みる人になりぬへきかな』とあるを見ても、當時山上瀑布櫻花爛漫たりしを窺ふべし。

①撰集抄四 ②巖島道芝記 ③筑紫紀行 ④名勝地誌 ⑤山家集

讃岐國
寒霞溪ノ
松楓

寒霞溪の在る小豆郡星城山は小豆島の高峰にして『澗水瑤々として青松巖頭に生じ、其際にあるは盡く楓樹なり』と記せるものあり。

の下を栖家とすればおのつから花みる人になりぬへきかな』とあるを見ても、當時山上瀑畔櫻花爛漫たりしを窺ふべし。

①撰集抄

讃岐國
寒霞溪ノ
松楓

寒霞溪の在る小豆郡星城山は小豆島の高峰にして『澗水琤々として青松巖頭に生じ、其際にあるは盡く楓樹なり』と記せるものあり。

豊前國
大貞八幡
宮ノ老樹

大貞八幡の名勝は、下毛郡大幡村大貞に在り。八幡宮は宇佐宮に亞ぐ舊社にして、仁明天皇一四九四―五〇七(承和)年代の建立にかゝるといはれ、社西に靈池あり(薦池寶池又三角池と稱す)池の四堤には老樹枝を交へて陰然之を覆ひ、櫻馬場・翁道・勅使道・相生の松等勝地舊跡甚だ多し。

小嵐山ノ
松櫻

企救郡の小嵐山〔註五〕は古城の一部にして、二二六二(慶長七)年春、時の領主細川忠興が家臣佐野兵馬をして、京都なる嵐山の櫻を移し植ゑしめ、禁伐の制札をも建てしが、里人の伐荒せるもの尠からずと雖、今尙松の間に竝立ちて一小名所を成せり。

宇佐八幡
ノ木立

宇佐宮を以て知られたる宇佐郡宇佐町なる社地の附近は、二三四一―三(天和)年代北村季吟は『山城の男山の景色に異らず、長山四方に廻りて松風心すごく、旅猿のこゑ殊に哀なる所なり、山のそびえるすがた、木の生ひたる有様、偏に補陀落山かと疑はる』といへり。

英彦山ノ
松櫻

田川郡彦山村なる英彦山は、宮飾りの項にも記述せしが、同國第一の高山にして、頂上は三峯に分れ、中央を高千穂の峯といひ、英彦山神社鎮座せり。『銅華表の内左の方はらに浮殿と云殿有、同し方角道より程隔りて松山あり、此所に坦平なる百疊の岩上、これを花見臺と名つけ(中略)並木の櫻を栽わたしたり』〔註六〕と記せる者ありし如く、山は高山植物に

①柳北紀行

②中津歴史

③撰集抄四

富み、山中霧深く鎖し、老松簇立して神祕の靈境たる思ひあらしむ。

筑前國
箱崎ノ松
原

箱崎は、箱崎宮の在る所にして、糟屋郡に在り。該松林を千代の松原といひ、飛砂防止の森林なるも、一面舊跡の風致林たるべきものなり。古傳に『神功皇后八幡大神をうませ給ひし時、胞衣を箱にをさめて之を香椎の西なる海邊にをさめ、其上に松をうゑさせて標とし給ふ、後に其の所を名付けて箱崎と云ふ、その松はたねをうゑつたへて今に御社の前にあり、箱崎の宮しるしの松是れなり』といひ、又『古戒定惠の箱を埋めるゆゑ箱崎といへり、其の箱のしるしに松をうゑたり』といひ、或は又『縁故云、昔白幡四流、赤幡四流、自空降下、於其處栽松爲表、故有八幡之號』ともいへど、松を栽ゑたる一事に至ては諸説一致せり。二三四八―六三(元祿)年代、貝原篤信は『凡此の御宮所は、世にすくれめてたき佳境なり、神殿は乾に向へり、四方に松林鬱々として高くそびえ、其の廣き事他邦に類なし、故に十里松と名づく。朝鮮人のかける海東諸國記には、白沙三十里松樹林をなすとかけり。古歌に千代の松原とよめるは即此の所なり(中略)すへて此の浦の景色人の心をうごかし、眼をおとろかすはかりにてかたるに詞なし』と激賞せり。

岡ノ松原

遠賀郡内浦郷なる岡の松原は、原村より黒山村迄長一里の松原にして、横四五町或は二三町あり、神功皇后御手づから一本を植ゑ給ひしより生そひて松原を成すと傳へらる。

肥後國
熊本城址
ノ老樹

二二六一―三(慶長六―八)年、加藤清正が經營三年を費して築きたる熊本城は、二五三七(明

治二〇)年西南の役に際して、城屋櫓樓悉く灰燼に歸し、唯三の天守と稱せられたる宇土櫓を剩せしに過ぎず。此城櫓は二二六〇(慶長五年)、清正が宇土城主小西行長と戦ひ、戦捷記

①八幡宮本紀附録十四 ②古事記傳三十 ③名所方角抄 ④二十二社注式 ⑤本朝神社考中ノ三
⑥八代集抄、拾遺集十 ⑦筑前國續風土記十八 ⑧江海風帆草 ⑨九州の山水

二二六一—三(慶長六—八)年、加藤清正が經營三年を費して築きたる熊本城は、二五三七(明

治二〇)年西南の役に際して、城屋櫓樓悉く灰燼に歸し、唯三の天守と稱せられたる宇土櫓を剩せしに過ぎず。此城櫓は二二六〇(慶長五)年、清正が宇土城主小西行長と戦ひ、戦捷記念として移したるものにして、現に第六師團司令部の在る所なり。城内の各所に濠溝を設け、古樹鬱蒼として水に臨める壯觀は、漫ろに行人をして清正の偉業を追懷せしむるに足るものあり。

薩摩國
吹上ノ浦
松

日置郡なる吹上濱は、後章飛砂防止林の項にも記述せるが、諸國に多き吹上濱、即ち海風荒く遠淺の濱に白砂を吹上ぐる地の一にして『其海元より限なき大洋にて風荒ければ、白砂のうづ高く吹上げ、又是れを吹きちらすゆゑに、其の砂の高低さだまらず、殊に濱長く數十里を一目に望む潔白の海上にて、白砂一點の塵もなく』風景無雙なりと稱せられ、此間に生立てる松原は、眞に風光を添るものなり。彼の地に名高き古歌に『吹上の松は眞砂に埋もれて老木なからの小松原かな』とあるは、能く其景を現はせり。

以上各節に互りて記述せるもの、外江戸時代以前に於て、各地に施設せる大小雑多の風致林は枚擧するに暇あらず、明治維新後に於ても、大に大社舊寺等の風致維持に努め、二五四二(明治一五)年、太政官布達により禁伐林として存置せるもの、大半は風致に屬し、二五五七(明治三〇)年森林法の制定せらるゝや、漸次風致保安林に編入せられ、二五七七(大正六)年に於ては、箇所七、五四九箇所、面積二三、六六四町餘歩に及べり。而して二五九一(昭和六)

①諸國奇談、西遊記續篇一

年に至りては、箇所一〇、七八五箇所、面積三二、九九五町餘歩に上り、之を十年以前に比すれば、箇所三、〇二九箇所、面積三、七〇五町餘歩を増加せるの趨勢に在り。
一面國は、二五七五(大正四)年以來、國有林内に保護林を設定し、其中名所舊跡風致の維持助長等の目的を以てせるもの尠からざるが、同林は二五九〇(昭和五)年に至り、凡そ次の如き^{①②}狀況を示せり。

名所舊跡の保存助長を目的とする保護林

碓ヶ關保護林

碓ヶ關保護林は、面積四拾六町餘歩、二五七六(大正五)年設定、青森秋田兩縣の境界なる矢立峠を通過する者の、先づ其視界に入り、實に翠綠鬱蒼として沿道の風致を飾るのみならず、沿線の積雪防止土砂并止にも頗る必要なるを以て、禁伐林として保護せらるゝもの也。

産母保護林

産母保護林は、宮崎縣宮崎郡憶村大字江田に在る丘陵地にして、面積二拾八町餘歩、二五七八(大正七)年設定、壯老の黒松生育す、附近一帯は憶ヶ原と稱し、八百萬の神々が聚り給ひし所なりと傳へられ、神代の遺跡傳説尠からず、維新迄は幕府領として保存し來りし名勝舊跡にして、産母神社の尊嚴と風致維持との爲設定せるものなり。

高取山保護林

高取山保護林は、面積六拾四町餘歩、二五八一(大正一〇)年設定、大和國高市・吉野兩郡界なる高取山の舊城址を繞りて一團の森林を爲し、針澗混淆の準原生林、樹齡百數拾年に達し、史蹟保存・勝景維持・學術考證等の爲保護林とせらる。

高良山保護林

高良山保護林は、福岡縣三井郡御井町に在り、面積八拾四町餘歩、二五八二(大正一一)年設定、高良神社の名所舊跡並尊嚴風致を維持せんが爲設定せるものにして、マツノキ・カシ

① 國有保護林概観

② 國有林=於ケル保護林一覽

なる高取山の舊城址を繞りて一團の森林を爲し、針濶混淆の準原生林、樹齡百數拾年に達し、史蹟保存・勝景維持・學術考證等の爲保護林とせらる。

高良山保護林

高良山保護林は、福岡縣三井郡御井町に在り、面積八拾四町餘步、二五八二(大正一一)年設定、高良神社の名所舊跡並尊嚴風致を維持せんが爲設定せるものにして、マツノキ・カシノキ・クスノキ等の針濶混淆林を形成す。

風致保持を目的とする國有保護林

嵐山保護林

嵐山の風景を包める京都の嵐山保護林は、二五七五(大正四年)設定、面積六拾町步に過ぎざるも、東山の翠、加茂川の清と共に延暦奠都以來一千百餘年の帝京の矜たり。從來保安林に編入せられたるまゝ天然に放置せられたる結果、櫻・楓は赤松・雜木等に壓せられ、年其數を減少するのみならず、赤松林も亦鬱閉漸く破れ、林相を損しつゝあるを以て、保護林を設定せられ、爾來櫻・楓・山吹・躑躅・萩等の觀賞植物及扁柏・山檜・山桃等の植栽を爲し、永く嵐峽の風景美を保存するの途を講ずることゝなれり。

東山保護林

京都の東山保護林は、面積二百七拾二町餘步、二五七五(大正四年)設定、東山の主要部に屬し、數多の古跡名勝を包藏せるを以て、既に風致保安林に編入せられたりしも、次で復た之を保護林に指定し、遊覽道路の開鑿・觀賞樹の植栽・道標木柵の設置等行樂地に供する施設を爲せり。

本妙寺山保護林

本妙寺山保護林は、面積百六町餘步、同年設定、熊本市外本妙寺山に在り、林地は天然生松樹の鬱蒼たる樹冠を以て掩はれ、熊本市の風致上缺く可らざる森林なりとせらる。

十和田保
護林

十和田保護林は、面積實に七千四百六拾五町餘歩に互り、二五七六(大正五)年設定、青森・秋田兩縣界に跨れる十和田湖畔一帯の地域に在り、林相は概ね老齡の潤葉樹林にして、殆ど原生林に近し、湖心に突出して十和田景勝地の中心を爲せる、中山半島百餘町歩の區域は、夙に風致保安林に編入せられたりしが、更に溪川一帯の地域を禁伐林として風致の保持助長に資せしめ、其他の地域に在りては、長遠なる輪伐齡に依りて擇伐作業を採ることとせり。別に温泉澤流域に於て、保護林に準ずべきもの三百六拾一町餘歩ありと云ふ。

戸隠山保
護林

戸隠山保護林は、長野縣上水内郡に在り、面積千七百四拾八町餘歩、二五七八(大正七)年設定、大部分は山彙中の不毛地帯に屬すれども、其一部に於て森林植物帶上溫帶乃至寒帶林の林相變化を見るに足り、學術上の參考に資すべきものなり、高山植物中には小蘗科トガクシシヤウマ最も珍とせらる。

北向山保
護林

熊本縣阿蘇郡錦野村大字外牧なる北向山保護林は、面積八拾二町餘歩、二五七八(大正七)年設定、阿蘇の外輪山にして、少許の杉・檜を交ふるも殆ど潤葉樹を以て掩はれ、晩秋紅葉の美に至りては積翠の爽に勝るものありとせらる。

面河山保
護林

愛媛縣上浮穴郡柚川村なる面河山は、面積三拾町餘歩、二五七九(大正八)年設定、景勝地の風致助長を目的とせり。此他に小田深山にブナ天然林の保護林八町餘歩あり。

尾瀬沼保
護林

岩代・上野の國境なる尾瀬沼保護林は、群馬縣利根郡須賀川村に在り、面積八百四拾町餘

歩、二五八〇(大正九)年設定、湖面に向て白檜・米楡・唐檜・白樺の原生林を現出し、林内多數の高山植物を包藏して風致保持を要するものとせり。

尾瀨沼保
護林

風致助長を目的とせり。此他に小田深山にブナ天然林の保護林八町餘歩あり。
岩代・上野の國境なる尾瀨沼保護林は、群馬縣利根郡須賀川村に在り、面積八百四拾町餘

行藤保護
林

歩、二五八〇(大正九)年設定、湖面に向て白檜・米楡・唐檜・白樺の原生林を現出し、林内
多數の高山植物を包藏して風致保持を要するものとせり。

恐山保護
林

宮崎縣東臼杵郡南方村大字南方字行藤みかばなる行藤保護林は、面積八拾六町餘歩、同年設定、
行藤神社附近の風致維持を目的として設定せられたるものにて、南向せる山岳林をなし、
カシノキ類サクラ・モミヂ等の潤葉樹及杉・樅の大木混生し、又一部には赤松散生せり。
恐山保護林は、青森縣下北郡大畑村字曾利湖畔に在り、面積二千二百三町餘歩、二五八三
(大正二)年設定、羅漢柏・雜木の原生林にして、恐山の風致保持のみならず、學術考證の
用ありとせらる。

妙義山保
護林

妙義山保護林は、群馬縣北甘樂郡妙義町に在り、二五八三(大正二)年設定、面積二百五拾
三町餘歩、一の景勝地たるを失はず。

貝倉神社
保護林

貝倉神社保護林は、青森縣東津輕郡奥内村内眞部に在り、面積一
段三畝歩に過ぎざるも、風致保存の爲必要なる保護林とせらる。

宮野澤保
護林

同年設定の同縣北津輕郡中里村袴腰山の金比羅神社保護林、面積九段二畝歩も亦同様なり。
同年設定の秋田縣鹿角郡宮川村熊澤なる焼山・土所掛・八幡平の保護林面積六百四拾二町

八幡平保
護林

餘歩、巖手縣二戸郡田山村に屬する同保護林三百拾八町餘歩も風致保持の爲なり。

霧島保護
林

霧島保護林は、宮崎縣西諸縣郡小林町及高原村に一千六百七拾三町餘歩(大正十一年、同十

四年、昭和七年の三度に設定)同縣同郡飯野村及加久藤村に七百七拾四町餘歩(大正十四年設定)同縣北諸縣郡西嶽村に七百三拾七町餘歩(昭和四年設定)鹿兒島縣始良郡牧園村、東襲山村及栗野町に互りて一千三百七拾八町餘歩(大正五年、同八年の兩度に設定)の四箇所合計四千五百六拾三町餘歩を算し、高千穂峰及韓國嶽を盟主とする霧島火山群一帯の風致維持助長、暖溫垂直的林相の推移觀察、公衆享樂を目的とす。而して霧島の一帯は火山、池沼、溫泉、溪流に植相の變化千差萬別、加ふるに霧島神宮其他の神社に圍まれ、皇祖發祥の靈場なり。

斯くして國有の風致保護林は一八、八九九町餘歩に達せり。

註一 【貞山公治家記録二十二】。○仙臺市伊達伯爵邸

註二 【松島諸勝記】。○宮城縣宮城郡松島町瑞巖寺

註三 【山林方緊要拔萃下】。○伊達伯爵邸

註四 【鐵方御用留】。○島根縣飯石郡吉田村田邊長右衛門氏

註五 【豊前國きく郡誌上】。○福岡縣築上郡上城井村二階堂健氏

註六 【豊前誌田河郡部三】。○同上

要約 之を要するに、風致林は、中古に入り、支那・朝鮮等との交通頻繁となり、我が國威を諸外國に示す爲、山嶽就中帝都附近を樹林に覆はしむるの必要を覺り、國・節・林を見るに至りたるものにて、其後時代の推移と共に漸次消長し、近世江戸時代に入りては、

鎖國主義を採りて諸外國との交通を禁止し、諸侯の分權定まるや、本林の意義に變化を生じ、外國に對してよりは寧ろ國內の各藩相互の領分飾りとなすに至り、明治維新版籍奉還と共に、一時各領域に於る本林の必要も無きに至れる趨勢なりしが、現代更に外國との交

國風を諸外國に示す爲、山嶺就中帝都附近を樹林に覆はしむるの必要を覺り、國飾り林を見るに至りたるものにて、其後時代の推移と共に漸次消長し、近世江戸時代に入りては、

鎖國主義を採りて諸外國との交通を禁止し、諸侯の分權定まるや、本林の意義に變化を生じ、外國に對してよりは寧ろ國內の各藩相互の領分飾りとなすに至り、明治維新版籍奉還と共に、一時各領域に於る本林の必要も無きに至れる趨勢なりしが、現代更に外國との交通一層頻繁を加へ、本林の復興を要望せるのみならず、將來日本國を飾る森林の起るべき曙光なきにあらず。次で所飾り林を發生し、京師に柳・櫻の紅緑を彩したるを始めとし、封建時代稍發達して、領内に於る郷村・宿場等を飾る爲、所謂在所柄・家柄見かけ惡からざらしむるやう諸木を植付け或は保護せしめたり、明治維新後多少閑却せらるゝ所ありしも、市制町村制の實施以來再興の氣運を促進せるが如し。宮飾り林は、神社の社頭飾り或は神威の増進上發生し、爾來漸次各地方に行はれたり。名所舊跡飾り林亦發生し、當時は固より其名無く、後世に至り名所舊跡と稱せるものにして、時代の發展と共に本林の増加を見、寺飾り林は寺院の造營せられし以來發生し、特に神社の衰退期に於ては一層本林の増加を見しものゝ如く、戰國時代に於ても上下の信仰を維持して益々盛大となり、就中山地の寺院は、一面に軍事的要素を併せたるもの多く、自然要害林を兼ねたる寺飾り林の擴張せられたる觀あり、明治維新の際本林の多くは、宮飾り林と共に概して上地せしめられ國有に歸したるが、現代に於ては本林は、要害上の意義を全く喪失したりと雖、寺院風致の爲に必要とせらるゝこと往昔に異らずと云ふ。近古城飾り林を發生し、近世城郭の造營

に伴ひ發達し、特に封建制度の確立したる江戸時代に於ては、武門の矜りは一に城郭にありとし、之が威と美とを發揮する爲、城の背景又は前景として樹林の栽植に力を注ぐこととなり、大小の城郭に於て多少本林を見ざるはなく、實に城飾り林の最盛を極めたるも、明治維新後廢城と共に本林も漸次消滅し、現代に於ては舊城址たる兵營・公園等に、僅に其面影を遺すに過ぎざることゝなれり。而して以上各風致林中、寺飾り林最多く、宮飾り林・名所舊跡飾り林之に次ぎ、續きて城飾り林・所飾り林にして、國飾り林最少かりしが如し。樹種は、杉・扁柏・松・樅・榎・水松の外椎・檜・楠・櫻・櫟・楓・栗・檜・桂・柳・竹等にして、多くは植付によりて成立せしめ、一般に禁伐とし、入林・火入を制し、若し之を犯さば科金・科米・所拂・重きは斬罪・磔刑等に處せり。風倒木・朽損木は伐採して之を用材に供し、下枝・下草は多くは地元へ下附するを例とせり。

章四 衛生的林系

衛生に關する林系としては、庭園林・生籬・屋敷林・日除樹・公園林・公衆衛生林・湯林を擧ぐるを得べし。而して庭園林は、上古垂仁朝既に其徴ありて、推古朝、林泉型を生じ、中古園池司を置かれ、爾來發達し、生籬は庭園等に附屬すべきものなるが、上古垣内・宿の籬等ありて、中古築垣を禁ぜられしより益々行はるゝに至り、屋敷林は中古に尠からず、大同の革新に際しても公收を免れ、日除樹・公園林及公衆衛生林は、近世の事に屬し、湯林亦近世起れる如きも尙研究を要すべきものたり。

(備考) 衛生は養生又攝生とも稱せられ、健康を保つ爲、衣食住に注意して身體を大切にまもるの意なり、我國に於ては、古來衛生の事なきにあらずと雖、其最も行はるゝに至りしは、近世貝原益軒・松本良順等の著ありて以來なりとせる者あり。

一 庭園林

名稱 庭園は、林泉・築山山水・假山水等と云ひ、或は園池・園苑・後園・園生・園・前栽・壺・坪等とも云へることありと雖、現代に於ては一般に庭園と通稱するを以て、庭園内の森林も、之を庭園林と名附くることとせり。

(備考) 庭はニハ(邇波)園はソノ(會乃)にして字義同一ならず、又漢語にも庭園なる熟字なしと雖、我國の現代に於ては庭園なる一の慣用語となれり。

意義 庭園は、概して家屋の周圍就中客室・書齋又は居間の前面等に於て、天然の眞景又は名勝を縮寫し、或は理想的景色を造らんとする目的を以て、山を築き、池を穿ち、巖石を配し、草木を植ゑ、流水を引き、其間を逍遙散歩して居常大自然に接しつゝあるの思念を涵養せんとするものにして、小庭園に在りても樹木の色彩・形・大さの調和により一入美觀を添へ、戸外の休養娛樂等を助け、特に面積廣き山庭にありては、境界近等に多くの植込をなし、深山幽谷の容趣を表現するに努むるを例とす。随つて本林は、衛生的のみならず、風致的の林系を兼ねるものなり。

(備考) 舊時代に於て著名なりし庭園の大部分は、現代之を公園又は園・苑等と改稱するに至れり。

沿革 上古六三二―七三〇(垂仁天皇)年代、倭姫命が、園作神の進めにより、伊勢國度會

①古史傳廿八

園相社

後苑

の美地に園相社を定め給ひたりとの傳へあり。一一四五(顯宗天皇元)年三月、後苑曲水宴に幸し、翌年、翌々年にも同様の事あり、同宴は、三月三日後苑の小流に臨みて所々に座を設け、上流より流す羽觴を取て酒を汲みつゝ兼題の詩を賦し、畢て別堂に宴を設けて之を披

(備考) 舊時代に於て著名なりし庭園の大部分は、現代之を公園又は園・苑等と改稱するに至れり。

沿革 上古六三二—七三〇(垂仁天皇)年代、倭姫命が、園作神の進めにより、伊勢國度會

園相社

後苑

馬子ノ池

園池司

屋前ノ橋

内庭ノ植木

の美地に園相社を定め給ひたりとの傳へあり。一一四五(顯宗天皇元)年三月、後苑曲水宴に幸し、翌年、翌々年にも同様の事あり、同宴は、三月三日後苑の小流に臨みて所々に座を設け、上流より流す羽觴を取て酒を汲みつゝ兼題の詩を賦し、畢て別堂に宴を設けて之を披講せしものゝ如く、一一六六(武烈天皇八)年三月、池を穿ち苑を起し、一二七二(推古天皇二〇)年、路子工、百濟より歸化し、南庭に須彌山形及吳橋を構築せりと云ふ。一二八六(同天皇三四)年五月、蘇我馬子『家於飛鳥河之傍、乃庭中開小池、仍興小島於池中』是れ我林泉型最初の史實と認めらるゝものなり。爾後所々に園池興り、苑池を司る園部氏をも置きたるが、中古一三六一(大寶元)年に至り、園池司の制を定め、諸苑・池・種殖・果樹等の事を掌らしめたり。一三九三—四(天平五—六)年代、大伴坂上女郎は、親族を集めて宴せる日に『橋を屋前に植ゑ生ほせ立ちてゐて』とよみ、又一四一八(天平寶字二年正月、大伴家持は、内庭に假に木を植ゑて林帷とし、肆宴ありし時『打ちなひく春ともしるく鶯は植木の樹間を鳴きわたらなむ』と詠みたるを見ても、當時庭園に園樹の設けありしを知るに足るものあり。爾來上下を通じて庭園を造るもの増加し、庭園の存する處庭園林・庭園樹を仕立つるもの多きに至れり。左に是等庭園林の沿革を、禁苑・公卿諸侯の庭園・寺院の庭園及庶民の庭園に別ちて記述することゝす。

①日本書紀卷十五 ②日本書紀卷十六 ③④日本書紀卷廿二 ⑤千載集 ⑥日本書紀卷廿八・廿九
⑦萬葉集 ⑧續日本紀 ⑨扶桑略記 ⑩令義解、三代格、官職祕抄後附 ⑪⑫萬葉集

禁苑

南庭ノ櫻
其他

中古一四四四(延暦三)年、平安遷都の日に、紫宸殿の南庭に櫻を植ゑしめられ、一六〇七
 一五(天曆)年代、式部卿重明親王家の櫻、匂異なりとて南殿に移し植ゑられけるに、其後
 度々の炎上に焼け、あらぬ木を植かへられたるが、代々の御門、此花を賞せさせ給ひて、
 花の宴を催されしも、一八七九一八一(承久)年代、右馬權頭頼茂討たれし時又復焼け、廳て
 造内裏ありし砌、此櫻の種、大監物源光行が家に移し植ゑある由聞え、召して植ゑさせら
 れしに其櫻も亦幾程もなく焼け失せ、一九一四(建長六)年頃には跡だにもなかりしと云ふ。

禁中ノ栽
樹

一六二二(應和二)年、是歲樹木を禁中に栽ゑられ、一六二四(康保元)年十一月、紫宸殿に櫻を
 栽ゑらる。一六二六(康保三)年閏八月、作物所、畫所、あひわかつて、殿の西の小庭に前栽
 を植ゑられ、一六八八(長元元)年十二月『昭陽舎の櫻を一本、清涼殿東北の庭に移し植ゑら
 れけるに、殿上人どもおりたちてふみいためけり、いと興あることなり、昔はかやうにあ
 ちこちほりわたし、又始めてもうゑられける、近比はかぎりある木の外はうゑらるゝ事も
 なきにや』とあり。二四〇三(寛保三)年十一月、紫宸殿の南庭なる右近橋植替らる。

右近橋
神泉苑ノ
櫻其他

一四五四(延暦二二)年、神泉苑創設せられ、一四七一(弘仁二)年二月嵯峨天皇行幸あり、花樹
 を御覽ぜられしが、一五六一一八二(延喜)年代、大内初めて成りし時、苑の廻地十町内に京

職をして柳を植ゑしめらる。一八五〇一八(建久)年中漸く荒廢し、一八七九一八一(承久)年
 代の亂後、北條泰時門垣を修造し狼藉を禁ず、其後又荒れて舊跡幽なりしを、二二七五一

①拾芥抄、禁祕抄 ②古今著聞集 ③史料綜覽 ④古今著聞集 ⑤泰平年表四
 ⑥拾芥抄 ⑦日本後紀、類聚國史 ⑧延喜式

神泉苑ノ
櫻其他

一四五四(延暦一三)年、神泉苑創設せられ、一四七一(弘仁二)年二月嵯峨天皇行幸あり、花樹^①を御覽ぜられしが、一五六一―八二(延喜)年代、大内初めて成りし時、苑の廻地十町内に京

①拾芥抄、
②拾芥抄

職をして柳を植ゑしめらる。一八五〇―一八(建久)年中漸く荒廢し、一八七九―八一(承久)年代の亂後、北條泰時門垣を修造し狼藉を禁ず、其後又荒れて舊跡幽なりしを、二二七五―八三(元和)年代僧覺雅、官に申請して眞言宗の一佛寺を置き、今に東寺の所管たり。現に二條離宮の南に、東西三拾五間・南北四拾六間を存し、池を法成就池と稱す。

河原院庭ノ
草木

一四七〇―一八三(弘仁)年代、左大臣源融、河原院一名東六條院を造り、陸奥國鹽竈浦の勝概に模して、疊山累石、草木比其枝、鹽水湛池、魚鳥戲其波と記さる、蕩ずるに及び之を宇多天皇に獻じ、仙洞とせられ、醍醐天皇も屢々幸せさせ給ひしが、融の子僧仁康、更に之を傳領するや佛寺と爲り、後水害の爲め漸く廢せり。

雲林院庭ノ
櫻楓

一四八四―九三(天長)年代、淳和の離宮たる紫野の雲林院は、櫻楓等多く植ゑられ、紀貫之は『木のもとにおらぬにしきのつもれるは雲の林の紅葉なりけり』と詠み、又玄尊惠法師は『花濃香芬々匂已盛也』と吟じたりしが、後佛地となり、今は舊跡として遺れり。

嵯峨院庭ノ
松其他

一五一二―一八(仁壽―天安)年代、文德天皇、南殿の御庭に、太政大臣良房の作なりと傳ふる山水あり。一五三五(貞觀一七)年二月、淳和天皇の離宮たる嵯峨院は、松風蘿月、怪木奇花、草樹皆告風露之恩と記されたり。

雅院庭ノ
楊柳

一五五〇(寛平二)年春、曲水宴のありたる雅院は、淳和天皇龍潜の邸にして、一に南池又南池院と稱せられ、中御門北匣東に在り、方一町歩に過ぎざるも、嵯峨天皇春日行幸の時詩

①大日本地名辭書
②古今集、本朝文粹

③伊勢物語、古今集抄、宇治拾遺物語、續古事談、本朝文粹、花鳥餘情、榮華物語
④築山々水傳 ⑤本朝文粹 ⑥菅家文章、文華秀麗集

亭子院ノ山水

家有興來ニ雅院。雅院由來絶世閑。陽砌雖看新柳色。陰堦半點舊苔斑。就暖晴花開簾外。欲巢時鳥啄庭間。又夏日の時『納涼儲貳南池裏。盡洗煩襟碧水灣。岸影見知楊柳處。潭香聞得芰荷間。風來前浦收煙遠。鳥散後林欲暮閑。』云々と御詠ありたる程の勝地なり。一五五一(寛平三年)年、宇多天皇御出家の後遷り給ひし亭子院は、京都西洞院西に在り、元東七條皇后の家なりし故を以て、東七條宮とも稱す。同院の山水は法皇の御作なりと言傳へられ、花を詠める法皇の御製及伊勢の返章ありしか、後寺となり遂に廢せられたりと云ふ。一六七六(長和五年)年、三條天皇讓位後の御所は、三條南高倉の西にあり、園中わざと池も遣水も築山も設けず、夥多の大木を植込みて、専ら深林幽邃の境を造れり。

三條院ノ深林

桂離宮ノ樹竹

近古二二三三―五一(天正)年代、豊臣秀吉、智仁親王を請ひて己が猶子と爲し、別墅を京都下桂村桂里に興して之を奉じ、殿舎林泉共に小堀遠州をして結構せしめ、宮室亭榭皆曲折刻畫を極めて、樹竹水石妙趣幽微を盡さざるなし。二二八四―三〇三(寛永)年代、徳川氏復び小堀に増修を命じ、御幸殿成り、上皇・門院等臨幸あり、京都第一の名苑たることに變らず、面積一萬三千百七坪を存せり。

仙洞御所
庭ノ松其
他

近世二二八八(寛永五年)年、徳川氏は後水尾上皇の爲に、京都櫻町に於て御所を築き、一に櫻町殿とも稱せり、東西凡一町、南北凡三町、東に深林を負はしめ、北部に大なる池を穿ち、加茂の川水を引き掛けて飛泉となし、池の西側に低丘を花路の邊に設け、蘇鐵等の大

①拾芥抄、後拾遺集、築山々水傳

②山城名勝志、平安通志、京華要誌

③榮華物語

④平安通志

樹を植ゑ、出島あり楓多く紅葉山と云ふ、其他怪岩奇石あり、茂樹密林あり、殆ど深山幽谷の境たらしめたる一大林泉なり、今尙京都御苑の東に在り。

濱離宮ノ

濱離宮庭は、昔兼葭杯生茂りて鷹場に用ひられし所なるが、二三〇八一―一一(慶安)年代、四

櫻町殿とも稱せり、東西凡一町、南北凡三町、東に深林を負はしめ、北部に大なる池を穿ち、加茂の川水を引き掛けて飛泉となし、池の西側に低丘を花路の邊に設け、蘇鐵等の大

①拾芥抄、
②山城名勝

濱離宮ノ
松

樹を植ゑ、出島あり楓多く紅葉山と云ふ、其他怪岩奇石あり、茂樹密林あり、殆ど深山幽谷の境たらしめたる一大林泉なり、今尙京都御苑の東に在り。

濱離宮庭は、昔兼葭杯生茂りて鷹場に用ひられし所なるが、二三〇八一(慶安)年代、四代將軍徳川家綱、此地に庭を作り、其後甲府綱重の下屋舗に與へ、二三三一(寛文一)年梓行の大繪圖及二三四〇(延寶八)年の安見圖等には、甲府御濱屋敷と記し、後濱御殿と改め稱せられ、二三六四(寶永)年代、五代綱吉の頃、庭内の潮見山の芝生に松多く茂り、御亭山の後にえもいはれぬ松を存せり、十一代家齊(二四四七—九六)代之を修理し、海軍奉行を経て、二五三〇(明治三)年宮内省に移されたり。

修學院離宮ノ
森ノ雜木

二三一—二四(承應)年代の造營に係る山城國愛宕郡の修學院離宮は、面積八四、〇三五坪を存し、上の御茶屋の庭の大部分を占むる浴龍池の中島に松多きが故に一に松島とも云ひ、特に池の西部なる傾斜地一帯を雜木林となし、有らゆる野生の樹木を混植して密林を造り、全林を一の大なる刈込とせるを以て異色ありとせらる。

吹上御苑
他ノ櫻楓其

二三六四—七〇(寶永)年代、五代將軍綱吉、吹上の地を夷げ、泉石を設け亭舎を造りて花園となし、吹上の御庭と稱せしが、家宣の入つて六代を襲ぐに及び、櫻・楓・松・櫨・栗・竹等を植ゑしめたり、櫻・楓・松は後、飛鳥山並向島の堤に移植せり。二四八六(文政九)年五月、寺社奉行等布衣者に内見を許せし當時の記中に「御庭におり立つに、かきりなく清

①府内備考

②園藝考

④有徳院殿實記

⑤新見正路賜觀内庭記

らかに、作りなされて、山のたゞずまひ水のこゝろはひまで、げに世に似ぬさまなり(中略)連理山といふ御山にのほれは亭あり(中略)楹山・櫻山などをめぐり、橋を経て新築の假山にいたる(下略)』とあり。明治維新後禁苑となり、當時廣凡拾萬三千八百六拾九坪、新構・廣芝・田地の三部に大別し、此間に花壇・舊花壇・上覽所構と云へるもあり、又道灌堀に沿ひ裡山なる一帯の森林、代官所に沿ひ竹の裡山と云へる竹林ありたり。

公卿諸侯の庭園

染殿ノ苑
池ト櫻

中古、藤原良房の居邸を染殿と稱し、東の京の正親町南・京極の西に在り、苑池花木最も勝れ、一五一一(仁壽元)年三月同邸に於て、仁明天皇の冥福の爲に法華經を講じ奉るや、集る者皆往年先皇が同邸家園の櫻樹を甚だ美し給へるを偲びたるが、一五一三(仁壽三)年二月、文德天皇同邸に行幸ありて櫻花を觀給ひ、一五二四(貞觀六)年二月及一五二六(貞觀八)年閏三月にも同様の事ありたり。

西三條百
花亭ノ櫻

右大臣良相の百花亭は、西京の三條北・朱雀の西・壬生の東に在り、一町四方を占め、櫻花を以て名高く、一五二六(貞觀八)年三月、清和天皇同亭に行幸ありて之を賞し給へり。

六條院ノ
小松

一六八八―九九(長元―長曆)年代、神祇伯大中臣輔親の居邸は、六條南・室町東に在り、六條院と稱せられ、園池は丹後の天の橋立を模し、池の中島を遙にさし出して、小松を長く竝

べ植ゑたり。

賴通宇治
別業ノ園

一七三四(承保元)年二月、藤原賴通、宇治別業に薨去せしが、其宇治に在るや『傍疊三畫屏之

①庭園源流略志

②文德實錄、三代實錄

③三代實錄

④拾芥抄、後拾遺集、十訓抄、袋草紙

六條院ノ
小松

一六八八―一九九(長元―長曆)年代、神祇伯大中臣輔親の居邸は、六條南・室町東に在り、六條院と稱せられ、園池は丹後の天の橋立を模し、池の中島を遙にさし出して、小松を長く竝

①庭園源流

頼通宇治
別業ノ園
樹

べ植ゑたり。

一七三四(承保元)年二月、藤原頼通、宇治別業に薨去せしが、其宇治に在るや『傍疊ニ畫屏之山、前横ニ翠帶之河、東望則橘小島、西顧則宇治長橋、春之花柳、秋之紅葉、梧桐之明月、松竹之晴雪、可ニ以慰目』と稱せられ、同別業に於る園樹の配置等、想見するに足るものありしが如し。

櫻町ノ櫻

中納言成範の居邸は、姉小路室町に在り、櫻町又櫻待とも稱せられ、總門の見込より、町の四方に芳野櫻を並木に栽ゑて、其中に家屋を建て、一八三五―六(安元)年代、成範、神に花壽を延されんことを祈り、花爲に萎まざること三七日、時の帝其風流を嘉し、書を賜ひて櫻町中納言と宣へりと云ふ。

中御門京
極第ノ松

近古、後京極攝政良經の居邸は、北は勘解由小路を限り、西は富小路に接し、南は中御門に臨み、東は京極に連りたる一町四方の地にして、一八六六(建永元)年三月、曲水宴を行はれんが爲に、苑中新に巴字の流水を設け、住吉より松樹を移植せしも、良經横死の爲宴は廢絶せり。

室町花第
ノ花木

二〇三八(天授四)年、將軍足利義滿、室町通今出川の北、東西凡一町南北凡三町に新館を構へ、色々花の數をつくして植ゑける故、時の人花の御所とも稱せり。

縮景園ノ
花木

近世二二八〇(元和六)年、淺野但馬守長晟、廣島入國の翌年、城東に館を築き、泉石花木

①本朝通鑑
④南方記録

②平家物語、源平盛衰記、大日本史
③日本名園記

③古今著聞集、花落往古圖、建永紀元

後樂園ノ
喬林

の幽勝を造りて縮景園と呼び、泉亭庭又御泉水とも稱せり。

二二八四—三〇三(寛永)年代、江戸小石川なる後樂園^①は、水戸初代の藩主徳川頼房の好み、三代將軍家光の繪圖にて『もとよりの山のたゝすまひ、古き木立のまゝ』造られ、更に光圀の心添あり、朱舜水の命名にて後樂園と云へりと傳へらるゝものにして、大泉水より東の方は、喬木繁茂して屋形の見隠しとなり、南に多く植ゑたる櫻欄山、木曾谷、楓樹立ならべる龍田川あり、西に廻りて一ツ松、北に當りて遠山あり、松原ありて、大樹森々たるものありたり。

蓬萊園ノ
松櫻楓

同年代、江戸淺草向柳原なる蓬萊園^②は、平戸藩主松浦隆信の別墅として下賜せられしを、僧江月、小堀遠州と相謀り、池を穿ちて造れるものと傳へられ『…手向杜に入るに、まての樹と云ふもの茂りていとめつらかなり、こゝより中島へ渡るに、老松の池の面へ枝さしたる風景いはんかたなし(中略)千引橋を渡り、にほふ畝尾の麓に出るに、櫻の木あまた植られ、山の形によりて勇魚山とも云ふよし(中略)下照岡の下に出るに、名にしおふ楓あまた植ゑられたる岡なり…』と記せるものあり。

成趣園ノ
林泉

同年代、熊本城外に、細川忠利の別墅なる水前寺の林泉あり、成趣園と名附けらる。

栗崎亭ノ
楓其他

二三〇八(慶安)年、金澤藩主小松黄門は、加賀國山代にて湯治の際、江沼郡中の椿^③の木を採りて、葭島の惣廻堀の内に植ゑしめ、二三三〇(寛文一〇)年九月、同國石川郡海岸なる栗崎

①江戸名園記、後業記、後樂園記、日本名園記、大日本地名辭書
②日本名園記 ③江沼郡志稿

御亭に楓木〔註一〕を、二三三四(延寶二)年八月、まゆみ楓〔註二〕等を植ゑ、二三七八(享保三)年

五月、同亭邊萩生立〔註三〕御郡奉行見分等の儀を命ぜり。

戸山園ノ
松楓

二三二一—三二(寛文)年代に創められたりと傳へらるゝ戸山園(今戸山學校内)は、元名古屋藩

栗崎亭ノ
楓其他

二二〇八(慶安元年) 金澤藩主小松黄門は、加賀國山代にて湯治の際、江沼郡中の椿の木を探りて、葭島の物廻塀の内に植ゑしめ、二二三三〇(寛文一〇)年九月、同國石川郡海岸なる栗崎

①江戸名園記
②日本名園記

戸山園ノ
松楓

御亭に楓木〔註一〕を、二二三三四(延寶二)年八月、まゆみ楓〔註二〕等を植ゑ、二二二七八(享保三)年五月、同亭邊萩生立〔註三〕御郡奉行見分等の儀を命ぜり。

二二三二一―三二(寛文)年代に創められたりと傳へらる、戸山園(今戸山學校内)は、元名古屋藩主徳川義直の別業にして、其錦明山には、木立の蔭に躑躅の花あり、乾山望亭には、大原とていと廣き芝生の前に、所々をかしき松植渡しあり、餘慶堂には、松・楓の木立高く茂りて木下闇のけしきありたり。

栗林別荘
ノ花木水
竹

二二三三三―四〇(延寶)年代、高松藩主松平頼重は、高松の南郊元栗林庄と稱せしを別荘として築き、花木水竹を配して幽邃の境となさんとし、四代頼恭之を完成したるが、其庭木の整姿に力を盡したること、後樂園に似たり。

陸奥千年
山ノ松其
他

二三四四(貞享元)年九月、弘前藩主津輕信政は、小栗山村領の松山を取立て、千年山〔註四〕と名づけ、又假屋を建て、長樂寺と號せしが、其風致は三河國八ツ橋の景色を模せしものなり。二三八二(享保七)年十月、同山邊松下枝切拂〔註五〕に際し、御茶屋見透となる分は差置くこと、せり。二三八八(享保一三)年八月、中里村の某は、越前新保より齎せる蘇鐵一株〔註六〕長二尺九寸廻二尺五寸なるを獻じ、二二二九〇(享保一五)年十月、茂森町名主月行事方に預けありたる御庭木・草花の類見繼方〔註七〕を命ぜられたる者、御臺所御用其他多忙にて、見繼方困難の趣申出でたるに付、依然名主月行事方にて見繼がしむること、し、二四五二(寛政

①園藝考 ②大八州遊記、日本名園記

四年、津輕寧親は、富田の裏通下久保へ御園〔註八〕を設くることとなり、御庭御敷寄屋等善美を盡し、四方に土居を築き、釜堰を引入れ、泉水を構へ、御賀丸太にて蘆の丸屋を造り、御庭百間四方に築山を築きたり。

後樂園ノ
樹竹

岡山藩主池田綱政は、其別業として備前國岡山城外に地を相し、二三四七（貞享四）年十二月起工、二三五〇（元祿三）年園地の北を併合し、後又擴張して旭川の水を引き、樹石を按配して本邦屈指の景趣を造り、周圍に小堤を繞らし、竹林を造りて牆に代ふること、京都の桂離宮と同一とせり。

巽園ノ林
泉

二四六四（文化元）年、幕府の儒臣大學頭林衡の、江戸馬場先見附の前に第を賜はるや、園池を營みて巽園と命名したるが『同人輦樹運園墻。桃柳桐楓松桂棠。種杏雖然追故事。羞吾無有濟生方。』又『小園手栽樹。樹樹長數尺。繁蔭如入山。始知歲月積。』云々の詩句は、能く林泉境域の狀を表はせり。

牧野侯ノ
江戸園池

丹後國加佐郡田邊（舞鶴町）城主牧野富成の上屋敷は、江戸八丁堀北端海賊橋東畔に在り、築山泉水の名園として名高く、二四六九（文化六）年四月、太田錦城は『：：東南開爲園池、園之大勢、池在正中、東南則林巒連互、西北則平衍：：稚松二株、嚴如相對、小楓爲行：：池之東、連山重巒、深林茂樹、蔚蒼幽蒨、仰不見天、其樹則楠樟、柯子、冬青、丹青爲多、櫻花數樹、紅白躑躅其他嘉樹、不復一々記之、樹間鳥聲、嚶々嘒々、淨入耳根、非復綠竹之

①後樂園志、日本名園記

②家園漫吟

③林泉景象記

可比也、風入山林之間、則花躁葉戰、紛紅駭綠、亦奇觀也：：』と記せり。

兼六園ノ
林泉

加賀國金澤の兼六園は、金澤藩二代の主前田利長に創められ、二四七八―八九（文政）年代

齊黃、二五二一―三（文久）年代齊泰よりて完成せられたるものにして、本邦屈指の林泉た

池之東、連山重巒、深林茂樹、蔚蒼幽蒨、仰不見天、其樹則楠樟、柯子、冬青、丹青爲多、櫻花數樹、紅白躑躅其他嘉樹、不_レ得_レ復一々記_レ之、樹間鳥聲、嚶々嘎々、淨_レ人耳根、非_レ復綠竹之

①後樂園志

可_レ比也、風入_二山林之間、則花蹀葉戰、紛紅駭綠、亦奇觀也……』と記せり。

兼六園ノ
林泉

加賀國金澤の兼六園は、金澤藩二代の主前田利長に創められ、二四七八―八九(文政)年代齊廣、二五二一―三(文久)年代齊泰によりて完成せられたるものにして、本邦屈指の林泉たるは周知の事に屬せり。

偕樂園ノ
杉竹

常陸國水戸の偕樂園は、徳川齊昭が、二五〇一(天保二)年五月工を起し、翌(天保三)年七月竣工したるものなるが、其西北に向て立てたる表門を入れれば、正面に木戸あり、中門迄約二百間、道の左右に杉を植ゑ、所々に山城男山より移せしものと云ふ竹林を配し、又表門の内左右土壘に、武門の爲植ゑたりと傳ふるヤシノキあり、深山幽谷の趣をなし、人を鬱然たる老杉繁茂の山道に導きて、忽ち展開せる大風致に接せしむ、現今の常磐公園是なり。

紀州侯ノ
庭園林

以上の外、年代不明なるも、江戸には、赤坂に元紀州侯の庭園にして、園内に古驛林・松濤阜・晚紅丘・紅葉山・松山名所・栗林等の設けられたるあり。櫻田見附に、廣島藩主松平安藝守上屋敷あり、園池を春秋園と稱し、二四四四(天明四)年頼春水は『春秋園在_二霞關之邸、延袤數十畝、向_レ陽豁開、堂可_二以一覽、亭臺橋梁、可_二以吟步流憩_一也、而樹卉禽魚之觀、皆得_二天趣、而其景勝尤大者爲_レ池、池水劃_二園東西、湛蕩殆居_二園之半、水以南、地有_二凹凸、樹石多奇、水以北、平坦、往々有_二樹卉_一而已……是園之最高處、母_レ論_二愛宕諸處、林巒可_レ呼』と記せるが、維新の際廢園、近衛歩兵營となり、廢營後茫々たる光景を呈せり。又築地五ノ

春秋園ノ
樹卉

①②日本名園記 ③園藝考 ④頼春水記文

浴恩園、
松其他

橋に浴恩園と云へるあり、桑名侯松平樂翁の別業にして、北村季文等の記文又は和歌中、名所としての中に、初あきの森・松の小島・紅葉の下道・柳が浦を擧げたり。

寺院の庭園

上東門院
ノ花木

法成寺入道御堂關白藤原道長の居邸上東門院は、京の土御門南・京極西に在りて、一名京極殿又土御門殿とも稱せられ、南北二町歩を占め、花木泉石の秀麗を以て其名著るしく、一六六六(寛弘三)年一條天皇の行幸あり、翌(寛弘四)年三月、曲水宴を設けしが、一六七六(長和五)年同邸焼失したる爲、更に殿舎と共に苑池を再興し、一六七九(寛仁三)年法成寺を第中に構へ『池のめぐりの樹木あり、枝毎に皆羅網かゝれり、花ひら柔かにして、風無ければとも動く、緑眞珠の植木は、葉瑠璃の色なり、玻瓈樹のたをやかなる枝は、池の底に見えたり』と記せるもあり。

金閣寺苑
ノ櫻花木

近古一八八四(元仁元)年、西園寺公經は、山城國葛野郡衣笠山の麓に北山殿を經營し、歴世其所領とせしを、二〇六八(應永一五)年春、足利前三代將軍義滿、花を叡覽に供せん爲、北山に十三處の新殿を構へ、御座の殿を八棟に作り、八龍を立て、金色に彩り、御殿の西北二方に、早咲の櫻を並樹に植ゑ、其庭には天下の花を集め、早咲後咲の色を交へたりと云ふ。二一〇八(文安五)年更に大に土工を起し、苑池花木の佳麗、泉石の明媚、當時天下に雙ぶ

①園藝考 ②日本紀略、榮華物語 ③山城志、雍州府志、山城名勝志、山州名蹟誌、京都名蹟誌、京都名所圖會、都林泉名勝圖會、京華要誌、足利治亂記

ものなきの名園たらしめ室町花亭をも凌駕せり。義滿薨去後、北山殿を寺院(鹿苑寺)となしたるが、應仁の兵燹に櫻臺をも烏有に歸し、林泉亦池魚の災を免れざりしと雖、今日尙園池の名勝として、境内八景、名木三株(わひすれ椿・陸舟松・一位之木)を遺せり。

二方に、早咲の櫻を並植に植ゑ、其庭には天下の花を集め、早咲後咲の色を交へたりと云ふ。二二〇八(文安五)年更に大に土工を起し、苑池花木の佳麗、泉石の明媚、當時天下に雙ぶ

①園藝考
京都名所

ものなきの名園たらしめ室町花亭をも凌駕せり。義満薨去後、北山殿を寺院(鹿苑寺)となしたるが、應仁の兵燹に櫻臺をも烏有に歸し、林泉亦池魚の災を免れざりしと雖、今日尙園池の名勝として、境内八景、名木三株(わひすれ椿・陸舟松・一位之木)を遺せり。

大徳寺庭
ノ樹木

一九七五(正和四)年、赤松則村は、京都の紫野に一寺を草創し、一九八四―五(正中)年代、之が規模を改めて大徳寺と號し、其南庭の南東隅に二箇の大石を立て、夫より西に順次石を配置し、樹木を植ゑ、下草を刈込み、又南側築地に沿うて西東に岩石樹木を配置し、庭上一面に白砂を敷き、此時代の代表的平庭を作れり。

佛通寺庭
ノ樹木

二〇五七(應永四)年、小早川春平は、安藝國豊田郡別迫村(高坂村)に佛通寺を創建し、二二八五(天永五)年八月、制札中に『□□爲ニ寺家修造、伐ニ築山之木並山中植木、失ニ境致、其外於ニ山林ニ取ニ材木已下ニ不可出ニ寺外ニ之事』と記して保護に努めたる築山の樹木等あり、二二一八―二二九(永祿)年代、境内の山林は、廣四拾餘町歩、袤三拾餘町歩に互り、賴杏坪は『十圍杉間月如燭。水聲破レ夢怪禽啼』と賦せり。

金地院庭
ノ樹木

二〇五四―八七(應永)年代、桃山の舊構を京都に移して金地院を建て、小堀遠州をして特色ある平庭を作らしめ、其南側中央に扁平なる巨石、左右に數箇の石を置きて石組を造り、樹木を按排して龜、鶴に擬せり。

常榮寺雪
舟庭

二二二九―四六(文明)年代、大内政弘は、周防國吉敷郡宮野村常榮寺内に、畫僧雪舟をして、

①日本名園記

②佛通寺通志

③大日本地名辭書、日本名園記

銀閣寺ノ
林泉

京都金閣寺の庭園に擬し、自然林の山裾の池を中心とせる芝庭を造營せしめたり。

二一四〇(文明二二年)、足利八代將軍義政は、京都上京に別業を築き、後土御門天皇より東の林泉布置の宜を取り、水石の鋪設相阿彌の手に出で、大典禪師は『其經營則據三連嶂、枕三廣池、集三異卉珍木、賁之、備極三丘壑之趣』と記し、末代造園の軌範とせらる。

三寶院庭
ノ櫻

山城國下醍醐に在る三寶院は、醍醐寺座主の住院にして、寺説に、二二五四(文祿三)年三月、豊臣秀吉當山遊覽の時、三寶院絲櫻の蔭にて、

名もしらぬさくらは寺をあらはしていつか忘れん花の面影

の詠ありたりとあり。二二五八(慶長三)年、義演座主の時、秀吉觀花の宴あるべしとて、金剛王輪院の殿堂庫院數字を修造せしめ、且聚樂第の樹石を移し、雄麗の構營を爲せり。

高臺寺庭
ノ諸木

近世二二六一(慶長六)年、豊臣秀吉夫人の本願により、洛東靈山に高臺寺^①を創建したるが、河邊に高き山を築き諸木を植ゑて、深山の中に在るの思をなさしめ、庭園は小堀遠州の作と稱せられ、菊澗の水を引き、樹石の按排巧妙を極めたり。

保春院ノ
櫻

二二七四(正徳四)年三月、仙臺藩なる保春院(陸前國宮城郡七郷村内)は、庭前の絲櫻の由緒(註九)に付、次の如き答申を爲せり。

『 覺

①大日本地名辭書 ②雍州府志、山州名蹟誌、山城名勝志、山城志、京華要誌
③義演准后日記、大日本地名辭書、日本名園記 ④大日本地名辭書、日本名園記

糸櫻此庭ニ裁始ハ、萬治元戊戌ノ春也、當正徳四甲午ノ春迄ニ五十八年也、御花壇ノ櫻ノ實ヲ種申候得而けへ出、三・四年過、高サ一丈成ヲ移栽申候者有之、壽數を以、相如レ此ニ申上候事

右糸櫻當時高サ五丈五尺餘

付、次の如き答申を爲せり。

『 覺

糸櫻此庭ニ裁始ハ、萬治元戊戌ノ春也、當正徳四甲午ノ春迄ニ五十八年也、御花壇ノ櫻ノ實ヲ種申候得而ハへ出、ニ・四年過、高サ一丈成ヲ移栽申候者有レ之、壽數を以、相如レ此ニ申上候事

右糸櫻當時高サ五丈五尺餘

同圍七尺三寸

同枝ノ下東西八間餘・南北七間餘

右之通ニ御座候、以上

午ノ三日 日

保 春 院 』

早池峯寺
ノ庭松

二四〇三(寛保三)年夏、盛岡藩なる早池峯寺(陸中國稗貫郡内川目村内)は『三年亥夏初十日市氏親子より無類成る庭松貫ひ申候、前庭に植置申候、後來之形見、權現様江十日市氏親子被ニ寄進候間、武運長久子孫繁榮之御祈禱後住頼申事ニ候、尤枯レ不レ申候様年々手入第一ニ候(中略)此松名木之所、子ノ松枯落木ニ罷成、扱々残念々々不レ少候』〔註一〇〕との記録を遺せり。

盛岡大慈
寺ノ庭木

二四七六(文化一三)年四月、盛岡藩なる大慈寺は、同寺開山の忌日に際し、檀徒其他より庭木〔註一一〕として枝垂櫻・淺黄櫻・姫五葉松・紅梅・しとみ・海棠・さつき・きやら木・木蓮花・林檎・朴の木・蓮翹・桃の木・したれ柳・芭蕉・楓・合歡木・栗・桂・檜・くるみ木・せんたん・桐・きりしま等の寄進を受け、尙夫々左の代價を以て買入れたり。

六百文ふんこ梅、百文さつき、二百五十文ふんこ梅、百五十文同、百五十文櫻、三百五十文いふき、九百七十二文小松數本、三百文山つし、六十文ほうの木二本、六十四文かしわの木三本、二百文小松。

章四 衛生的林系 一 庭園林

庶民の庭園

金澤藩ノ
庭木取締

近世二二二一九(萬治二)年、金澤藩は、定書註二〇中に『材木・植木・石者會所之者手形を以、御門を可出』と規則して、庭木等の取締を爲したり。

(備考) 二二二七二(正徳二)年、筑前國の貝原益軒は其著書中に、庭園に草木をうゑて愛するも、又心を養ふ一助なりとて、其植へき樹木等に付て、記述するところありたり。即ち

『園に草木をうへて愛するも、又心を養ふ一助なり、いとまあるとき少し心を用ゐて、あるにまかせて、求めやすき物をうふべし、得かたき物をしゐて得んとし、みたりに人にこひもとめ、あたひ多くついやし、其の多きと花のすくれたるにほこり、花のよきをあらそひたゝかはしむるは、事多くなり、心のわつらひとなり、心術をそこなふ、是樂みにはあらず、苦みを求むるなり。』

園にうふる草木、異なるを好むへからず、又しげきはむつかし、作り木すへからず、只ひろきそのには、果樹・花木・葉樹品々植て、四時の推移るを觀るべし、又果を數品そへて家祭にそなへ、賓客をもてなし、人にあたへて用多し。……居室の小園には、しけらさる常葉なる小樹を少しはかり植ゑて右に伴なはしむへし、小園の内は草木多ければむつかし、又庭に草木しければ陰氣ふかく、夏は豹脚^{ヒョウカク}多くして人をさす。

家園をおさめ、草木をうふるは、もとより氣を養ひ、心を樂しまんためなるに、心を用ひ過して心を勞し、功を費やし、家僕を勞せしむるは、心を養ふ物を以てかへつて心をくるしめ、隙を費やすは、損ありて益なし。

花草などをうつしうふるは、勞なく活きやすし、されとも初うふるに、うふへき所をゑらんでうふべし。如レ此すれば、後日にうつしうへすしてよし、草も木もうつしうふるは、事多くむつかしく功をついやす、木をうふる事、尤はしめに

①家道訓

うふへき所をゑらんで、其上長して後までよき所に、他木との間遠くうふへし。はしめに所をゑらばすして、みたり
にうふれば、後に長して處を得ず、處をゑさせんとて他所にうつせは多く枯る、枯れさるもかしくてさかへす、所を
得すとも、年久くしてさかへ長したる木をは、やむ事を得はうつすへからず、所を得させんとして事を好むへからず、

花草などをうつしうふるは、勞なく活きやすし、されとも初うふるに、うふへき所をゑらんでうふべし。如レ此すれば、後日にうつしうへすしてよし、草も木もうつしうふるは、事多くむつかしく功をついやす、木をうふる事、尤はしめに

①家道訓

うふへき所をゑらんで、其上長して後までよき所に、他木との間遠くうふへし。はしめに所をゑらばすして、みたり
にうふれば、後に長して處を得ず、處をゑさせんとて他所にうつせは多く枯る、枯れざるもかしくてさかへす、所を
得すとも、年久くしてさかへ長したる木をは、やむ事を得はうつすへからず、所を得させんとして事を好むへからず、
もし小木をはしめうへて、所を得ざるをは、長茂せざる時早くうつすへし、小木はうつして活きやすし。

宅にはしめてうつらは、先つはやく果木をうふへし、次に他木に及ふへし、十年の計は木をうふるにあり。樹木をう
ふには菓を先とし、花を次とし、葉樹を又其次とす、果は尤も人に益あり、多くうふへし。取わき橘・柑・柚を多く
うふへし、みのりて熟したるはうるはしき事花におとらず、柿・梨・栗・椒ウツクなど好き品をもとめうふへし。花木は梅
を先とす、紅梅もよし、櫻亦よし、早くちるうらめし、つはき花久しくさきて葉うるはし、挾ササは活きやすく、花早く
ひらく、海棠・躑躅・杜鵑花もよし。葉樹は杉・檜・樅・金松イヌマキ・羅漢松イヌマキ・冬青樹ナドなどよし、竹を北方に多くうふへし、
火と風をふせぎ、又きりて時用に備ふ。前庭には柳・櫻・松・柏なとうふへし、しけきをいむ、陰氣ふかく、夏は蚊
多くしてうるさし。：：：』

中津藩ノ
植木等禁
制

二四〇一—三(寛保)年代、中津藩は、廻船にて植木庭石〔註二三〕等其外遊道具の類積廻る事
を禁止したり。

太田錦城
園亭ノ諸
木

二四五九(寛政二二)年十一月、太田錦城は、江戸兩國の矢之倉に園亭①を作り『堂前之庭、雜ニ
植嘉樹、碧桐五株、冬青二株、櫛子三株、柯子一株、羅漢松一株、羅漢柏一株、丹青之樹一株、楓
一株、柞一株、紫陽花二株、茶梅四株、又有老梅一株、：：屋後孟宗竹二竿、木芙蓉一株、櫻花
四株、小櫻二株、楸一株、既伐而萌蘖』と記せり。

盛岡藩ノ
庭木制

二四六三(享和三三)年三月、盛岡藩は、庭木根上り枯木等追々剪取り、樹木なきに至り、松等

①錦城全集一新作草堂記

植組申度き者あらば、願出次第植組入用の若松下附さるべく、庭の飾りも専ら身分に應じ、居體の程に準ずべきも、濫に諸山の若松を掘り、持賦るべからざる旨申渡〔註一四〕したり。二四六四（文化元）年三月、同藩の重臣某は、御庭植木〔註一五〕に入用として、上田通代官所の内、山岸村錢神澤山より若松三拾本の下附を願出て許さる。

玉池精舎ノ庭林

二四七四（文化一）年二月、村上詩佛は、江戸神田於玉ヶ池に玉池精舎を作り「短籬の間に、辛夷・木蓮・老梅・苦竹・櫻之後長松修梧、喬木成列、皆嘉樹也……過橋則稚松成林……詩屋之後雜樹成林……」と章せり。

津藩ト山莊

二四七九（文政二）年五月、津藩は、被仰出御主意〔註一六〕中に「世事に暇なき者も、我好む事ニは閑暇有レ之物にて、諸見物又ハ漁獵或ハ山莊を儲け奔走する類、不レ可ニ枚擧、素より文武之業も張詰には難レ成ニ付、何ニよらず、相應之樂ハ可レ有レ之歟、一張一弛心に由候ハハ、漁獵ハ骨節を養ふ益有ベシ、山莊の往來は養氣の助とも成へく候得共、其勤へき本職を疎かにして、遊事ニのみ日月を送るハ有間敷事ニ候、尙又山莊之周旋も有無得失之考有レ之度義ニ候」と記して、山莊に付て注意するところありたり。

篠谿園ノ梅林

明治の初年、岐阜市梅林町篠田某、篠谿園を創設し、園中梅樹多きの故を以て、一にさ、が谿梅林の稱あり、爾來幾度か所有主を代へ今日に及べり。又二五六九（明治四）年一月薨去し、武藏國荏原郡馬込村字千束村に埋葬されたる勝安房は、其晩年に楓樹を洗足の別墅

勝安房別墅ノ楓

に植ゑ「植ゑ置かはよしや人こそとはすとも秋は錦を織出すらむ」と詠めり。

要約 要するに庭園林・庭園樹は、上古垂仁朝時代に發生したるも、屢帝都の遷移した

ると、建築の術進歩せざりしとの爲見るべきものあるに至らず、中古平安朝時代に入り、唐

① 太田錦城一玉池精舎記

② 大日本地名辭書

③ 二舟事略

が谿梅林の稱あり、爾來幾度か所有主を代へ今日に及べり。又二五六九(明治四二年一月)薨去し、武藏國荏原郡馬込村字千束村に埋葬されたる勝安房は、其晩年に楓樹^①を洗足の別墅

①太田錦城一

に植ゑ『植ゑ置かはよしや人こそとはすとも秋は錦を織出すらむ』と詠めり。

要約 要するに庭園林・庭園樹は、上古垂仁朝時代に發生したるも、屢帝都の遷移したると、建築の術進歩せざりしとの爲見るべきものあるに至らず、中古平安朝時代に入り、唐制に倣ひたる大内裏に禁苑を構へ、別に復た庭園の鼻祖と目せらるゝ神泉苑興り、次で雲林院・亭子院等の外、縉紳等の間には櫻・梅・桃等を以てせる繪畫的林泉創まり、又河原院別業の如き名勝模倣の様式起れりと雖、多くは近畿地方を出でず、近古鎌倉時代禪宗の流行に伴ひ、造園にも枯山水等閑雅幽邃の趣を尙び、室町時代益々同風のもの所々に行はれ、恬澹其極に達し、樹木は多く松・榎・樅・杉・伊吹・扁柏・椎・檜・モチノキ・椿・サカキ・ツゲの如き常緑樹を充用し、櫻・梅・桃等の花卉減少せり、應仁以來戰亂の世となるや、庭園を顧る者なかりしが、安土桃山時代となり、夢窓國師(天龍寺開祖)・相阿彌・千利休出で、新案を凝し、庭園の再興を見たり、近世江戸時代、多少庭園に付制限したりと雖、仙洞御所等の禁苑を始め、公卿諸侯も各地に大小の施設をなし、花卉就中染井櫻の如きも再び混用せらるゝに至れり、而して明治維新後、大庭園名庭園は概して公園となれるに反し、庶民間の小庭園は却て一時に増加したる傾あり、然れども將來人口激増等の爲、庶民の庭園林は現代以上を越ゆるを許さざるべし。

註一・二・三 【改作所舊記】 ○東京市前田侯爵邸

- 註四 【貞享元年日記】 ○弘前市津輕伯爵別邸
- 註五 【享保七年日記】 ○同上
- 註六 【享保十三年日記】 ○同上
- 註七 【享保十五年日記】 ○同上
- 註八 【樹萩】 ○弘前市新町岩見常三郎氏
- 註九 【記録庵書】 ○仙臺市伊達伯爵邸
- 註一〇 【當寺要用留書三】 ○巖手縣上閉伊郡遠野町宮本愛次郎氏
- 註一一 【寺實矩格八】 ○盛岡市外大慈寺
- 註一二 【萬治以前御定書】 ○前田侯爵邸
- 註一三 【律令要略】 ○中津市福澤記念圖書館
- 註一四 【御側雜書】 ○盛岡市南部伯爵別邸
- 註一五 【雜書】 ○同上
- 註一六 【御用日記】 ○三重縣安濃郡安東村鈴木敏雄氏

二 屋敷林

名稱 四壁・合壁と稱する處あるも、又合壁山(山口)四壁山(福岡・鹿兒島)クネギ(熊本)居久根・居久根林・居久根山・居懸(チガリ)(盛岡・仙臺・山形・上ノ山・白河・米澤・棚倉・湯長谷・笠間・多古)居藪・居林(二本松・中村・水戸)百姓居垣根・垣根の樹木(金澤)カイニヨ(金澤・富山)家森(越後・關東諸領)屋根林(松山)家懸林・居屋敷掛(高知)家根山(飯肥)坪屋敷(静岡)坪木(盛岡)區木(岩手)屋敷添・藪山・立添(入吉)屋敷添山・屋敷添藪(盛岡・福岡)屋敷廻り木(小倉)附軒林(徳島)とも云ひ、尙畔請(佐賀)請藪(嚴原・島原・熊本)御藪(熊本)と唱ふる中、屋敷林に相當するもの多少存せるが如し。

(備考) 屋敷とは、家屋を造る一區の敷地にして、平治物語・吾妻鏡等より後世の書に多く記され、武家屋敷・百姓屋敷、或は上屋敷・下屋敷・家作地杯と名付け、明治維新後市街宅地・郡村宅地と概稱せるものなり。

意義 本林は、孤立せる農家其他都市の大住宅地の一隅、特に北又は西部に仕立てらるる森林にして、所により住宅地に隣接せる森林をも屋敷林と唱ふることあり。専ら住宅に對する風除け(北東に位置する屋敷林は春の大風、南西なるは冬の大風を遮るものとす)砂塵除け・潮除けの外、氣候調節(住宅の南東を開きて北西に屋敷林あるは、夏涼しく冬暖なりとす)の諸用に供せられ、又火事防ぎ・見透防ぎ・盗人防ぎに併せて、住宅の風致を添ふるを目的とし、近來更に防煙・防霧の用にも供するに至れり。従つて本林は、單に衛生的關係のみならず、風致的・保安

的の林系を兼ね有するものなり。加之、其落葉は堆肥、下葉下枝は薪料、間伐材等は小柱等とし、非常時には之を伐採して住宅の建築用となし、或は之を賣却して財政整理の一助となすが如きことあり。

垣内
百姓宅邊
ノ栽樹

居屋敷ノ
立木植立

江戸幕府
ノ四壁竹木
制

沿革

上古垣内と稱せられ、住宅の多くは樹林に圍まるゝを例とせしものゝ如きも、其史上に現はれたるは、中古一三六六(慶雲三)年三月、文武天皇の勅に『百姓宅邊、栽樹爲林、竝周二三十歩不在禁限』とあるを嚆矢とすべし。一四六六(大同元)年閏六月、平城天皇亦同様の勅あり。爾來本林は墓林と共に制限を免れたりしを以て到る處に發生し、特に平野地方に著しかりしものゝ如し。一八一六(保元)年代、後白河天皇の御宇、百姓居屋敷にはし、除の爲、御年貢に立木植立(註一)を命ぜられたるが、其法たる屋敷外の地一畝歩に、二本宛の勘定を以て立付をなさしめ、之を帳面に記すことゝし、近古一八八二(貞應元)貞永元)年代、後堀河天皇(註二)の御宇にも、右古法の如く行はれたるが如し。

(備考) 一九四三(弘安六)觀應元)年代、僧兼好は其著に『家に有りたき木は松・櫻、松は五葉も好し、花は一重なる好し、八重櫻は奈良の都にのみ有りけるを、此頃ぞ世に多く成り侍るなる』と記せり。

近世、江戸幕府の成立するや、徳川家康の遺制と傳へらるゝ百箇條(註三)なるものゝ中に『農民於耕土上、不許構屋敷、四壁之竹木生覆時ハ、爲諸作害』『在々一村屋敷續之、其境ニ大木枝茂り、隣家穀干之障、年貢上納之妨ニならは、先ツ拂枝或ハ爲伐拂』と

①續日本紀卷三

②日本後紀十四

③徒然草

幕領ノ屋

なしたるものあり、其眞偽確ならざるも、當時屋敷林にして作物に支障を爲し、其枝拂又は伐木せしめたるもの尠からざりしを想はしむるものありと雖、一二三〇九(慶安二)年二月に至り、幕府は却て『里方は居屋敷の廻りに竹木を植、下葉成とも取、薪を買候はぬやうに仕

に『農民於ニ耕土上ニ不レ許レ構ニ屋敷、四壁之竹木生覆時ハ、爲ニ諸作害ニ』『在々一村屋敷續之
所、其境ニ大木枝茂リ、隣家穀干之障、年貢上納之妨ニならは、先ツ拂レ枝或ハ爲ニ伐拂』と

①續日本紀卷三

幕領ノ屋
敷林獎勵

なしたるものあり、其眞偽確ならざるも、當時屋敷林にして作物に支障を爲し、其枝拂又は
伐木せしめたるもの尠からざりしを想はしむるものありと雖、一二三〇九(慶安二年二月)至
り、幕府は却て『里方は居屋敷の廻りに竹木を植、下葉成とも取、薪を買候はぬやうに仕
るべき事』(註四)と令達して、少くも幕府領に屬する各地に屋敷林の成立を獎勵したり。

(備考) 一二三四五(貞享二年)、幕府方の失名氏は其著に『百姓居村くねの木、むざと不レ剪様に申付、萬百姓自普請入用
の時は、指圖いたし可レ爲剪なり、或は殊の外繁り、田畑の穢にも成候は、見分の上見つもり、此内何程剪うり可レ申
由付百姓の勝手に可レ爲仕、竹も同前也』と記せり。

二三五四(元祿七年)正月、御料御代官所の名主五人組御定書中に『自分居山林又ハ四壁之内
ニても、大木我儘に伐採申間敷候、自然伐候はて不レ叶義有レ之候ハ、其品申上、御差圖を
受伐可レ申候、勿論小木にても猥に伐荒申間敷候』と規定せしめ、一層該林の助長を企圖
せり。

(備考) 一二三七九(享保四年)初春、小林寛利は其著書(註五)中に『百姓大小共ニ屋敷に竹を不レ植しては、萬事ニ用の欠
ル事有物なれば、少々ツ、成共植させてよし』と記し、又『役人心得違より、地頭少々入用にも、百姓之居屋敷の飾り。
風除ケ・坪木にも不レ構伐取、百姓入用之節は、願書取次殊之外六ヶ敷難儀ニ及び、百姓困究とならば、左様の處にて
は樹木を不レ栽、山林悉ク荒、地頭詮途の用にもたす無益なる事と成へき也』と説けり。

二三八六(享保二年)八月、新田檢地御條目中に『屋敷の内、家下庭構の分、上畑の位付可レ爲、
屋敷構の内畑は、見分の位を以、藪錢・林錢可ニ申付候、若不相應之藪林仕立候は、可レ遂ニ

①豊年稅書

②日本財政經濟史料卷二

③地方落穂集七

吟味事』と規定せり。

(備考) 二四〇六(延享三)年冬、寛然居士(註六)は『圃ニ四壁の樹あるは、家の利いふへからず、手足をうこかし仕立つへし、十年の計ハ樹を植るにありと古人もいへり、杉はことよろし、生立やすし、其葉は薪手を以てかくへし、双物あし、材の節となる、山のそはなとことよし、山持たるものハ苗木ふせさらんハ無術なり』といひ、二四〇八一〇(寛延)年代、御勘定所詰谷本教は、其著書中に『四壁には檜・榎・柾を植べし、漆・榧の類は悪し、木の下やけて作物不出來する物なり、間のしきりには桃の木よし、實ばへより三年目には五寸廻り程には成る、又くぬきの木を植て、林三ツ割にして三年に一ツ割ツ、伐て、毎年伐て間斷なし、松・杉の類は、伐と根を掘て若木を植べし、水付或は日影陰地の所には、柳の木を植てよし、國により土地にもよるべし、高柳・杉柳・河柳・丸葉柳・疣柳・箸柳・熊野柳・しだれ柳其類多し、其内高柳・杉柳よし、さし木に成なり、土の古きはつかず、土手を築き新敷してさすべし、熊野柳は鞭になる』と記し、二四一四(寶曆四)年清水幸徳(註七)は『百姓大小共ニ屋敷に竹を不_レ持は、萬事に事の欠たる物なれば、少宛なりとも藪を植させへき事也、但其屋敷の北西之方可_レ然なり、東南をひらき西北を閉れば、夏冷しく冬暖なり、地面快きゆへに草木も能實のり、又西北を明く東南を塞げは夏暑冬さむし、地面かじけて實入少なし』又『山端・畑境・野原などに、何も木不_レ植、屋敷近邊に四壁もなく、かじけたる村などには、漆・桑・茶など其外櫨木を植さすべし』と述べ、二四二三(寶曆一三年)、武陽隱士は其著書中に、村方郷鑑認様之事として『一、四壁の桑・紙の木・茶園・樹木等に金銀取候大積可_レ書載之』一、四壁厚薄竝屋敷附樹木之内、柿・栗・柑類・梨子・葡萄・林檎・枇杷・椿之實此外何々大分中分可_レ見三分之』とし、地方役人をして之を所持せしむべしとせり。

尙年代及著者(註八)不明なるも『斯る居屋敷廻りに木を植るには、西北の方吉、藪は東北の方吉、萬事益有もの也』と記せるものあり。

而して江戸時代各地方に於る屋敷林の施設は、次の記述により其概況を知るを得べし。

東北地方

①縣令須知

②續地方落集九

記せるものあり。

而して江戸時代各地方に於る屋敷林の施設は、次の記述により其概況を知るを得べし。

◎縣令須

東北地方

弘前藩屋敷林ノ制

弘前藩 二三四三(天和三年)五月、藩は久渡寺海道の屋敷に、檜類を植付〔註九〕くべき旨を命じ、同年八月、弘前城下薬王院禰宜等屋敷の背後に杉を植付〔註一〇〕けたる者あり。二三四一―七(天和―貞享)年代、村々百姓屋敷には、竹木念を入れて植立〔註一一〕つべく、樹種は所により栗・澁柿等然るべしと令達し、二三九六(元文元)年二月、檢地仕様〔註一二〕の箇條中に『南に森を受くるか、又は屋敷廻りに竹木茂りて日影の所は、田畑共に耕作出来兼ねるものなるを以て、縦上の田畑にても中或は下に打つべく、又新田場の田の中に百姓屋敷を構へ、廻りに竹木を植えて屋敷構へせる者には、屋敷の檢地を詰めれば百姓有付兼ねるを以て、繩を緩かに打つものなり』と注意したるは、蓋し屋敷林の爲、作物收穫の減少、或は百姓の轉退を慮りて租税を輕減し、以て本林の助長を企圖せるに外ならざるべし。二四〇五(延享二)年四月、青森御假屋廻り土居柵立添へはヤチタモを、其他の明地へは漆・栗を植付〔註一三〕けしめ、二四四七(天明七)年正月、石森早道稽古場見透さる爲、先年植付けたる松、昨今盛木となりたる處、之を伐取りたる者ありしを以て、自今恁様の事無き様にと厳しく觸出〔註一四〕さしめ、二四六一(享和元)年三月、藩より『村々生垣のみにては見付も宜しからざるに付、樹木を植付くべく、尤屋敷の義は悉く樹木を植付くれば、菜園の差障り

にもなるべきを以て、郡奉行に於て注意すべし』〔註一五〕と申渡せり。

盛岡藩
敷林ノ制

盛岡藩 二二九九三(享保一八)年三月、自分屋敷ひら落用心の爲、屋敷添山、水なしよりひら通猫前くら森こなかね切に、風除林立置度旨願出〔註一六〕でたる者ありしが、二四〇一(寛保元)年五月、藩は代官・山奉行等に對し、居屋敷に松・杉・漆・雑木の立林〔註一七〕を願出づる者あらば、勝手次第隨分精入立はやさせ申すべく、望により直に植立證文遣はすべき旨を達して、屋敷林の造成を奨励し、二四〇三(寛保三)年十一月、諸士屋敷庭前等の杉・檜・松其外大木を剪取るとを堅く禁止〔註一八〕し、縦ひ屋敷内の樹木たりとも目立てる大木は剪取る可らず、尤も枝を剪拂ふとは勝手としたり。是れ近年庭前の大木等を濫伐する者あるが故にて、爲に城下も古々敷からざるのみならず、是等の樹木は第一風を除き、火事の防ぎにもなるを以て、銘々屋敷の内へ杉等を植立て、他日の用材にも供すべく、杉苗は願次第交附すべしと令せり。二四三三(安永二)年八月、北御野守なる自分居垣の内へ、先祖の植立置きたる六尺五寸廻より二尺五寸廻までの杉の木の数分中、居宅修覆用に二本の伐採方を願出〔註一九〕でたるものあり、以て屋敷林保護の嚴制を窺ふに足るべし。二四六三(享和三)年十一月、田名部町の圖〔註二〇〕に各御山御役所等の屋敷林(杉)を載せたり。二四八〇(文政三)年十一月、一統心懸けて居久根畑邊へ、杉・漆・桑・楮の類を植立つべき旨〔註二一〕を達し、二四八二(文政五)年正月、甲子村(上閉伊郡)肝煎更代の節の御用物引渡中に、寛政元年書上以

來植立てたる屋敷添杉御帳〔註二二〕あり。二四九〇(天保元)年、閉伊郡(上閉伊郡)青笹村の百姓専右衛門は、同村糠前に許可を得て新田を拓き、家屋敷棟を建築して農民工夫を移住せしめたるが、家周に必ず漆・桑・楮の類を植付けしめたるは、一に農家に屋敷林の必要を示

年十一月、一統心懸けて居久根畑邊へ、杉・漆・桑・楮の類を植立つべき旨〔註二二〕を達し、二四八二（文政五）年正月、甲子村（上閉伊郡）肝煎更代の節の御用物引渡中に、寛政元年書上以

來植立てたる屋敷添杉御帳〔註二二〕あり。二四九〇（天保元）年、閉伊郡（上閉伊郡）青笹村の百姓專右衛門は、同村糠前に許可を得て新田を拓き、家屋數棟を建築して農民工夫を移住せしめたるが、家周に必ず漆・桑・楮の類を植付けしめたるは、一に農家に屋敷林の必要を示せる一例たり。二五〇八（嘉永元）年正月、屋舗内居久根〔註二三〕より御用木を伐取らんとする時は、豫め木主へ其所用を告げ、又同木にして不用の時は、木主へ下附することゝせり。

仙臺藩
久根林ノ
制

仙臺藩 二二七五―八三（元和）年代、大崎・葛西時代の田地は、一木の遮るものなく見透しなりしが、伊達政宗之を領するに及び、初めて田畑の中の村落に悉く居久根を植付けしめ、以て能く風を防ぎ、氣候を調和し、用材とも爲し、村落の美觀をも添へしめたりと云ふ。

二三〇六（正保三）年、遠田郡籠嶽村籠峰寺衆徒井上坊祖先の植付けたりと稱する屋敷圍の杉六拾本、同山本坊預り屋敷圍に杉四拾餘本〔註二四〕あり、屋敷林の普及したる一證となすを得べし。二三二五（寛文五）年六月、藩は仙臺惣屋敷定〔註二五〕中に『屋舗替或屋敷差上の砌、門圍をこぼち、或竹木を伐採り猥りなる作法堅停止たるも、家并庭前の植木等を毀ち掘り移すことは苦しからず』又『惣て上り屋敷拜領せる者へは、其屋敷に有來る家植木共に下さる』と規定せり。二三四二（元和二）年十一月、藩は『如前々松・杉・檜・榎・樅・槻・桂・桐、在々御百姓居久根之内ニ候者猥りニ不伐取様可被申付之、若又其身屋作等無據用事ニ付申請度旨於ニ申出は、御郡司衆吟味之上、我等共書付を以て御印判相出爲伐可被

①上閉伊郡誌 ②舊仙臺藩山林制度

レ申事』〔註二六〕とし、二二二七二（正徳二）年正月、刈田郡八宮村〔註二七〕には、中ノ川山に源右衛門の居久根林（横拾二間・長三拾二間）大木之山に一ノ坂文平の同（横二拾五間・長九拾間）小平山に久左衛門の同（長八拾間・横五拾間）外拾三箇居久根林あり、右は二二二二〇（萬治三）年改めの當時より横長共に多少増加し居り、何れも屋敷圍に林立てたるものなり。二二二八八（享保一三）年八月、屋敷替并屋敷引上の節の注意事項〔註二八〕中に『竹木を伐採るべからず』とし、一面に『惣て屋敷小路へ圍出したる竹あらは引込ますべく、又竹木枝小路へ指懸り妨げとなるは伐採すべし』と令せり。二四七三（文化一〇）年三月、加美郡王城寺村富塚長人上り居久根御林二箇所を見分して繪圖面〔註二九〕とし後證となせり。二五〇〇（天保一）年、從來百姓居久根等に植栽の青木の取扱方〔註三〇〕往古の分中絶せしにより、藩は此年再調査の上更に決定したるが、即ち右に生立せし立木の伐採方出願の場合は、目通回三尺以下にして且三拾本以下なるときは代官專決し、山林奉行直轄の箇所は山林方の元々連名にて專決す、目通回三尺以上三拾本以上の場合は、各機關を経て出願せしめ、吟味の上許否を決せらるゝことゝなりたり。二五〇五（弘化二）年三月、領内の各郡奉行〔註三一〕は、分領中村々百姓共死亡又は行方不明の爲明屋敷となれる分、一箇村に兩三軒づゝあるべきを以て『杉苗屋敷圍ニ相成候様、二重三重ニも當年より相應二年々爲ニ植立候様首尾可有』とて、肝入組頭等に於て厚く之を世話し、擧村力を發せて追々一方の居久根を取立つべし、苗木は附近より下附さるべきも、

苗木附近にこれ無き時は、何方よりか買求むべく、其入料は支給さるべしと達し、二五二二（文久二）年九月、藩は更に居久根繁茂之儀〔註三二〕精々吟味し、年々植立高等取調べ申達すべしと布令したり。

三重ニも當年より相應二年々爲ニ植立ニ候様首尾可レ有』とて、肝入組頭等に於て厚く之を世話し、舉村力を戮せて追々一方の居久根を取立つべし、苗木は附近より下附さるべきも、

苗木附近にこれ無き時は、何方よりか買求むべく、其入料は支給さるべしと達し、二五二二(文久二年九月、藩は更に居久根繁茂之儀〔註三二〕精々吟味し、年々植立高等取調べ申達すべしと布令したり。

(備考) 居久根山〔註三三〕とは、宅地續きの持山を云ひ(中略)其留木繁茂すれば之を官簿に記載し、伐木を制限するを例とせりと云ふ。

新庄藩屋敷林ノ制

庄内藩屋敷林ノ制

新庄藩 二四七九(文政二年、屋舗の樹木は無運上〔註三四〕にて伐判叶ふとなり居たり。

庄内藩 二三五七(元禄一〇)年八月、遊佐郡(飽海郡)北目村大組頭某は、同人屋敷廻に自植

したる竹は、自今自由にするを得べく、末世藩より御手を入れられ間敷旨の證文〔註三五〕を所持し居るを書上げ、同年同月、藩は飽海郡鹿野澤村(藤岡村内)來生彦左衛門の多年植林の功績を嘉して、宅地附近植立の諸木を賜ひ、左の如き證文を授けたり。

一屋敷廻植付被ニ下置ニ候杉・桐・竹竝自分之植付、自今以後自由可レ致候、若御用之節ハ、竹御買上ケ被ニ仰付ニ候、相改者茂於レ有レ之者此證面を以可ニ申分ニ者也。

元禄十年丑八月十八日

金野三右衛門 印

會津藩屋敷林ノ制

會津藩 二三二二(寛文三)年三月、百姓屋敷地の竹木類を無代取上げたる先封の仕來りを改め、年貢を徴する土地の諸木は、持主の自由に委し、御用にて召上ぐる時は、之が代物を下附〔註三六〕するとせり。蓋し從來同藩にては、百姓屋敷或は持畠等に栽植したる用木

の桐・竹木は、山奉行に於て之を改め置き、藩用の節は無代價にて召上げらるゝ例なりし爲、桐・竹木漸次減少するに至り、山奉行よりは不斷之を植立つべき旨申付くるも『惣而百姓屋敷畠共に、其地の年貢出候上、植木立込候得ば、木陰の畠不作いたし、殊に御用に遣候節は、代物も不_レ被_レ下、自分の用に伐採候節は過料出候事にて、重々無理に候故』とて、百姓等は従前の通り植立つるを好まず。自然生の桐・竹木も取捨つるの状態なりしを以て、藩も茲に省みる所あり、先封の仕來を改むるに至りしものなり。

(備考) 二二三三(延寶元)年、飯塚生清は其著書中に『百姓四壁・持林・御公儀林・寺社領々内ノ茂リ…風除ケ火防ニ相成ル所ハ難_レ切事モ是マタ見分ラ分明ナルベシ』と記せり。
(自カカ)

福島藩屋敷林ノ制

福島藩 二三〇九(慶安二)年、里方^②の屋敷廻りに竹木を植うべきを命ぜり。

二本松藩居敷ノ制

二本松藩 二四六八(文化五)年、山林^③を荒すは往々^④國の衰微となり、容易ならざる儀なるを以て、御林は言ふに及ばず、百姓預りの山居、居敷の竹木たりといへども、猥に伐採すべからずと嚴命せり。

白河藩四壁竹木ノ制
中村藩居敷ノ制

白河藩 二三五三(元祿六)年二月、四壁^④の竹木無斷伐採を嚴禁したり。

中村藩 二四四九一六〇(寛政)年代、居敷^⑤伐採に付左の如く規定せり。

一居敷三間之内ハ手形無しに伐候ても不_レ苦、杉・樅・檜・桐・槻・ひば・松・楠・漆・ゑんしゆ・かつら・さわら・姫松・檜、手形なくして伐爲_レ取申間敷事、何ぞ家之障

りか、田畑之障りニ成候ハ、見合手形なしに抜おろさせ可_レ申事、尤枝葉は其主ニ被_レ下候事。

一居敷三間之外ニ立候木、田畑之障りニ成候ハ、手形ニ而拔落させ賣可_レ申事、夫れに

①田島重寶記 ②③④⑤福島縣林政紀要藩政篇

一居敷三間之内ハ手形無しに伐候ても不_レ苦、杉・樅・檜・桐・槻・ひば・松・楠・漆・
ゑんしゆ・かつら・さわら・姫松・檜、手形なくして伐爲_レ取申間敷事、何ぞ家之障

りか、田畑之障りニ成候ハ、見合手形なしに抜おろさせ可_レ申事、尤枝葉は其主ニ
被_レ下候事。

一居敷三間之外ニ立候木、田畑之障りニ成候はゞ、手形ニ而拔落させ賣可_レ申事、夫れに
ても障りに成、根を伐候共同前、但植置候木ハ植主へ被_レ下候事、若し御用ニ立候時
は格別

二四九九(天保一〇)年三月、同藩は、百姓屋敷廻り居園^①に、當春より掛合中世話を加へて、屹度
諸木(梅・桃・梨・柿・栗等之類迄)を植立つべき旨を達し、又其間伐等に付ても注意せり。

(備考) 同藩にては、居敷に最も意を用ひたるもの、如く、一戸二畝歩づゝは必ず之を仕立てしめ、若し空地なきとき
は、田畑を潰しても之に充てしめ、全く之を無税地とせり。居敷とは、宅地外の民有地に風除の爲竹木を植付けしむ
るものにして、勿論濫りに伐採を禁じ、若し所有者にして家屋新築或は修繕の爲竹木を要するときは、竹木奉行見分
之上伐採を許し、木は伐木一本に付七本づゝ植繼がしむ、竹は毎年秋の彼岸前目通周尺を改め帳簿に明記し、其七寸
以下の竹は二十本に付一本の割を以て伐採を許し、八寸廻り以上のものは御用竹として伐採を許さず、藩用の節は一
戸より八寸廻り以上のものを一本づゝ納めしめ、立木も亦藩用の節は、藩の望に應じ伐木して納めしむるの制なりし
と云ふ。

二五〇四―七(弘化)年代、領内の紺野文太左衛門^②は其調書中に『又近年新百姓御取立方により、來民中には諸國に足
を止候者有_レ之、彼等の申す事に、相馬御領分程いなさ風の烈しき場所は無_レ之、日本一なるべしと申者有_レ之候、尤加
賀・越後の者多く、生國巽の方に山を帯び、風當り相違有_レ之故、第一はいなさを嫌ひ、巽の方山を受けたる所に屋敷
取を望み、さなきは不_レ得_レ止東南目前に杉・松・葉の木等を取立、不斷暗しとも不_レ思住居致候者有_レ之候、右等は全く

①②福島縣林政紀要藩政篇

③帝國林制史

④福島縣林政紀要藩政篇

國の習はしとも可_レ申候得共、實にいなさは大毒にて身命にも拘はると心得候向も有_レ之候、就ては又御領分の人、異の塞りたる住居は蔭地として、人身病を受け甚しきは短命なりと忌み憚るもの多く有_レ之候、乍_レ去癘氣又は頭痛持・血病人の類、いなさの障りと成るを以て勘辨致候得ば、甚しきは作物の害となるも理りにて候、併ら又村居田地住宅等の吟味は、南の方開け、西北の圍有_レ之を上とし、右に反せるを下と致候、是等は商風_(やまかぜ)を厭ふには無_レ之、潮風は悪しきと云ふなるべし』云々と記せり。

關東及東海地方

(備考) 二四五一(寛政三)年、高崎藩の大石久敬は、其著書中に『其村へ入り、四壁繁茂し、家居圍等の能きは宜き村なり』と記せり。

甲斐國幕府領ノ屋敷林

甲斐國幕府領 二四六二(享和二年)九月、甲斐國八代郡大島村に、百姓銘々持の竹藪(註三七)廿二箇所あり、右は百姓四壁の内又は刈生山・砂畑等に立置き、前々より貢納し來りたるものなり。

水戸藩居敷ノ制

水戸藩 二四九二(天保三)年四月、御立山寺社諸士持分並百姓分付山共、木障伐定法(註三八)を制定して、夫々伐取らしむることゝしたるが、其中『往還へ付候居敷ハ一二間、居敷茂り田畠木障に相成候分は東南西二三間』と定めたり。

津藩屋敷林ノ制

津藩 二三〇八(慶安元)年九月、伊賀國在々所々にては、從來百姓屋敷邊のものど雖、大なる樹木は自由に伐採するを許さず、其下草さへも刈ることを許さざりし爲、百姓等は地

① 地方凡例録

下の弱るものと思量し、木をはやしても一年或は二年の後、人の目につかざる中に根拔する傾向ありしを以て、此月藩は『自_レ今以後思々に少宛も自分の林を仕り、或はやしき(屋敷)の廻りにも一本宛も大木を植、枝は薪の用ニも仕、後々は草家の柱にも事かき不_レ申候様に

津藩 二二〇八(慶安元)年九月、伊賀國在々所々にては、從來百姓屋敷邊のものど雖、大なる樹木は自由に伐採するを許さず、其下草さへも刈ることを許さざりし爲、百姓等は地

下の弱るものと思量し、木をはやしても一年或は二年の後、人の目につかざる中に根拔する傾向ありしを以て、此月藩は「自今以後思々に少宛も自分の林を任り、或はやしき(屋敷)の廻りにも一本宛も大木を植、枝は薪の用ニも仕、後々は草家の柱にも事かき不申候様に致し覺悟候へ、留山之外百姓自分ニ植候木林は、一圓此方より無指引ニ百姓ニ任ニ致候へ」〔註三九〕と申付け、斯くて村の木を繁からしめ、百姓をして子孫の爲木を大切にせしむべく努めたるが、翌二二〇九(慶安二年)三月、百姓四壁の木中御用木となるべきを改帳に登載せる仕來りを廢止し、同時に〔註四〇〕「百姓心くくりに四へき(壁)竝私の林をも立、草屋の柱、薪之たよりニも可仕候、如何様木を栽、林を立置候共、此方改申まじく候、如此申付事ハ、村もしけり、百姓のためによき様にと申付候、組村の見かけあしく、むさと荒し候は、可爲三曲事」と令達し、同年八月〔註四一〕には、四壁を荒らすことを禁じ、其植栽に付ても指導する所あり。二二二一(承應二年)、百姓四壁の挿木〔註四二〕に付て示達し、二二二九(寛文九年)七月、四壁竹木の伐採を制限〔註四三〕したり。

(備考) 二四九〇—五〇三(天保)年代、伊勢の大塚昌伯は、其著書中厚性策に於て『御領内の民家一軒にて桐苗一本或は二三本ツ、御上より御預けに相成、屋敷の隅に植置候へば、十年の内には大抵十匁程にも相成候、乍然寒氣強き所は此例にあらず』と説けり。

年代不明なるも、駿河國鹿玉郡新原村〔註四四〕の地頭は、民家をして災害なからしめん爲、

坪屋敷

二段乃至三段歩の土地數箇所を與へて、之に樹木を挿植し、風火の患害を豫防せしめ、之を坪屋敷と稱へたり、而して僅に畑一畝歩に相當する輕租を徴するのみなりしを以て、村民大に之を徳とし、爾來領主の代替毎に、該地生立の最良の樹木一本を御用木として公納したりと云ふ。

北信地方

松代藩
敷添竹木
ノ制

松代藩 二四五九(寛政二)年十月、信濃國埴科郡雨宮村屋敷添立木、本田に差障りあるを以て、間尺二間と定め、障り木残らず伐採〔註四五〕すべきを命ぜり。二四七四(文化二)年二月、同國小綱新田村頭取吾妻某は、同村御林中の居家風除用として、御林苗杉の内曲木五拾本の下附〔註四六・四七〕を願出で、翌年春之が交附を受け、屋敷廻の内へ植付を爲したり。

越後國幕
府領屋敷
林ノ制

越後國幕府領 二四〇〇(元文五)年三月、松平越中守預り地なる越後國頸城郡(中頸城郡)大崎郷小出雲村の五人組御法帳〔註四八〕中に『竹木御林は申すに及ばず、百姓山林四壁にても猥りに伐採せざるべく、縦令百姓家普請用に使用する場合と雖、經伺の上、下知を得べし、我儘に伐取るまじき事』を規定せり。

高田藩
屋敷林

高田藩 二四七六(文化一三)年十一月、領内の五人組一札〔註四九〕中に『田畑居屋敷に至る迄少茂荒し申間敷候、面々居屋敷いたらさる(到る所カ)所竹木植連ね、郷村能見得候様可仕候

事』との一項を記入し、二四七八―八九(文政)年代、越後國中頸城郡今町(直江津町)の大年寄勝島某は、藩命により、今町より高田に通ずる往來八幡より石橋村に至る中間樹木なく、夏季炎熱高く冬季吹雪強く、倒死する者多かりしを以て、石橋原の中央に一屋を造り、周

高田藩 二四七六(文化一三)年十一月、領内の五人組一札〔註四九〕中に『田畑居屋敷に至る迄少茂荒し申間敷候、面々居屋敷いたらさる(到る所カ)所竹木植連ね、郷村能見得候様可仕候

事』との一項を記入し、二四七八―八九(文政)年代、越後國中頸城郡今町(直江津町)の大年寄勝島某は、藩命により、今町より高田に通ずる往來八幡より石橋村に至る中間樹木なく、夏季炎熱高く冬季吹雪強く、倒死する者多かりしを以て、石橋原の中央に一屋を造り、周圍に松を植ゑて之が諸害を防ぎ旅人を救助せり、該松は今尙残れるものありと云ふ。尙年月不明なるも同藩中頸城郡名香山村五人組帳〔註五〇〕の中に『御公儀様御立林之儀ハ不_レ及_レ申、百姓居屋敷之竹木ニ而も、御公儀様御用之外伐採申間敷候、漆木・槻・桐・杉・松此外御用ニも立可_レ申木之分、縦薪取場入會之山ニ有_レ之候共、一切剪採申間敷候、自然屋作致候歟、其外不_レ叶普請御坐候而、竹木入申候節ハ、御役人衆へ申上、御下知次第ニ可_レ仕候、若猥伐取申候者勿論曲事ニ可_レ被_レ仰付候事』と加へたり。

金澤藩 二三一九(萬治二)年五月、藩は『最前も申觸たる如く百姓居屋敷其外田畠の内に植たる竹木は、公義より構なきにより百姓勝手次第とすべく、尤大木を伐るときは山御奉行へ案内すべし』〔註五一〕と達し、同年六月、在々檢地之定〔註五二〕に『百姓居屋敷廻唐竹藪二尺より廣き道竝定石塚墓所を指除くべきと』として租を減じ、同年十一月、令達〔註五三〕中に『上り屋敷家其外植木等にあらせ間敷』『惣構の竹笋切あらさるよう切々人を廻し念を入れ、竹卷のこと前々の如く町夫に申付くべし』『惣構の竹は、御作事奉行切手次第に伐らせ申べし』とし、二三二〇(萬治三)年御定書〔註五四〕を以て『百姓頭振垣根廻り之樹木伐

取申度旨願出候節は、木數・間尺・木之名目等百姓願帳ニ御郡奉行奥書を以差越候時分、御作事所江右昏面遣之、御用ニ無之木ニ候得ハ勝手次第伐取候様御郡奉行江申渡候事」とせしが、後年に至り『當時大木の分ハ御作事所相尋申候、小木ハ相尋不申候、御郡奉行被申渡候節は、右帳面御算用場印相渡申候』とせり。

居垣根七
木雜木禁
伐

二三二六(寛文六)年六月、一柳監物屋敷惣廻りに柳(註五五)を挿さしめ、二三三八(延寶六)年九月『御林竝持林持山(註五六)ニ而も、七木竝雜木ニ而も、此方江無斷壹本茂爲伐申間敷候事、勿論居垣根七木雜木同斷之事』として禁伐を令し、二三七一(正徳元)年六月、能登國鹿島郡大槻村(註五七)に於ては、豫て村定を以て居屋敷廻りに木苗を植うるとせしに拘らず、植ゑざる者あるを不都合とし、此月改めて村定の厲行を約せり。同年八月御算用場(註五八)より『土藏屋敷居屋敷ニ而も竹木枝葉も田地之障りニ罷成候旨百姓相斷候は、即刻枝下し又はこき取候様ニ可申渡候、百姓一往相斷候上無故致ニ延引候は、百姓中押込、むき取候様ニ可申渡候、尤其竹木ハ其所ニ指置、百姓取不申候様ニ急度可申付候』と令せり。二三八三(享保八)年二月、先に能州四郡垣根廻等の栗をも禁伐木となせしに付、若木の内に刈取りて生立せしめざる傾あるを以て、改めて他郡同様百姓勝手に伐採(註五九)するを得るととし、二三八八(享保一三)年三月、能登國山方其他の勤方を變更するや、御算用場より『百姓居屋敷垣根廻松・杉・唐竹等拜領いたし、御收納米たそくニ仕義ニ候、此義者改作所江

栗ノ伐採
解禁

直々相願申様』(註六〇)と達して、本納の場合垣根廻の樹木を伐採するを得るの特例を開き

たるが、二三九八(元文三)年八月、御算用場は『百姓持山林又は居垣根の檜木は、寺社方竝百姓居垣根の内無據ものは格別、然らざる場合は伐採を指留むべき』旨指令(註六一)して、居

居垣根ノ
檜木禁伐

ととし、二三八八(享保三)年三月、能登國山方其他の勤方を變更するや、御算用場より『百姓居屋敷垣根廻松・杉・唐竹等拜領いたし、御收納米たそくニ仕義ニ候、此義者改作所江

居垣根ノ
櫛木禁伐

直々相願申様』〔註六〇〕と達して、本納の場合垣根廻の樹木を伐採するを得るの特例を開きたるが、二二九八(元文三)年八月、御算用場は『百姓持山林又は居垣根の櫛木は、寺社方並百姓居垣根の内無^レ據ものは格別、然らざる場合は伐採を指留むべき』旨指令〔註六一〕して、居垣根の櫛木の保護に努め、二四二二(寶曆三)年六月、去々年渡し置ける能州百姓垣根木帳に付、御作事方役人を廻して見分〔註六二〕せしめ、御用の分を調べしむ。二四四二(天明二)年十二月、藩は『元來百姓垣根並持山の竹木は、御郡方様子も有^レ之植置きたるものなれば、縦令御用木にもむさと伐取るべきものにあらず、就ては今後作事方役人等廻村見分の上、御用木に買上方強制する如きとあらば、其旨申告すべき旨』〔註六三〕を達して、御用の場合と雖、百姓居垣根の樹木を濫りに伐取らざるの趣旨を公示したり。

(備考) 二四四八(天明八)年復月、金澤藩なる越中國の宮永正運、其著に『農家屋敷廻に木を栽るに多徳あり、第一風寒を防ぎ、盜賊の要心と成、或は隣家の火災の難を防なり、枝葉は薪の絶間を助け、幹木は間を抜き伐て材用を足し、落葉は竈の賑と爲し、又田畠の糞の補ともなる事なり(中略)凡杉・雲母・柏・檜・羅漢松・樅・姫子松・櫛・圓柏などの常磐木は、四時風の防と成て屋根を破らるゝ愁なく、夏は木蔭冷しく、農業の暇、莖一枚しきのべて午睡の夢を結ぶに便よし、又槻・桐・榎・鶏冠樹・椴・榎・柵・桂・杉・合歡木などは歳經るに隨て大木と成、材木にも用て益甚しく、條木は杭となして山田の疇の崩を補によし』と記せり。

二四六〇(寛政二)年五月、能登國羽咋郡本江村十村某は、山方御仕法取扱の諮問に對し『御林山の外、百姓稼山並垣根廻等の諸木を勝手次第に伐採せしむるとは、榮立上可ならざる

を以て、廻り一尺以上松・杉・榎・廻り五尺以上槻・桐は所用已むを得ざる節、其組十村迄願書を出さしめ、御郡奉行所の認可を受けて伐採し、十村其極印を入れることし度、又御林藪の外百姓居屋敷の内等惣て唐竹は、百姓より十村へ届出させ、十村承認後に伐取らしめ度』〔註六四〕と答申せり。二四六八(文化五)年六月、加賀國河北郡北川尻村某〔註六五〕は、先年許可を得て居屋敷續野毛山へ植付けたる松苗生育佳良なるを以て、手入・植増の爲居屋敷内其他實生松苗の厚立を掘取りて植付け、又枯苗の拔指・下枝伐拂の外、尙成林の上は居屋敷續植付林とせられ、御用木は勿論なるが、私用又は川除普請用等にも伐採し得るの件を豫め聞届け置かれ度旨を願出で、翌年十月〔註六六〕及二四七一(文化八)年正月〔註六七〕に、植替の儀を許されたり。

居屋敷續
植付林

(備考) 二四七九(文政二)年二月、越中國の五十嵐篤好は其著に於て『垣根の樹木のごとは、大木は先々よりあり、小木は養父植をかれしなり、西南は冬の大風をしのみ、東北は春の大風を防ぐ爲なり、おろそかに思て伐べからず、既に養父の代に隣家藤四郎家火災ありしとき、樹木にて防ぎ、藏の上に火來れども類焼せざるなりと聞、されども前に云へることく不幸にして不_レ私(知カ)借金出來せば、先道具を賣て不_レ行届_一ば樹を賣べし(中略)又百年の謀は樹を植べしと云ことあり、今養父の晩年に植置かれし木、予が代に柱とするに足り、早年に植れば其代の内に柱とするに足りぬべし』と記せり。

二四九八(天保九)年閏四月、蔭伐〔註六八〕に付諸郡惣年寄へ宛て『諸郡共垣根並畔等之諸木生茂り、田畠蔭に相成候個所多有_レ之體ニ候、右蔭伐之義ハ先年より嚴重申渡置候之處、不届

垣根諸木
ノ蔭伐

至極ニ候』と達し、年寄等をして見分の上之が伐採を厲行せしめたり。

(備考) 二四九八(天保九)年十一月、越中國石黒藤右衛門は、其著田地割制度中、居屋敷之事として『西北二方は三歩

宛、木植詰申間敷事』又蔭引一卷之事として『居屋敷は南一間、西北二間又は二間五分惣地いたし、屋敷同様取扱可

二四九八(天保九)年閏四月、蔭伐〔註六八〕に付諸郡惣年寄へ宛て『諸郡共垣根並畔等之諸木生茂り、田畠蔭に相成候個所多有之體ニ候、右蔭伐之義ハ先年より嚴重申渡置候之處、不届

至極ニ候』と達し、年寄等をして見分の上之が伐採を厲行せしめたり。

(備考) 二四九八(天保九)年十一月、越中國石黒藤右衛門は、其著田地割制度中、居屋敷之事として『西北二方は三步宛、木植詰申間敷事』又蔭引一卷之事として『居屋敷は南一間、西北二間又は二間五分惣地いたし、屋敷同様取扱可申事』蔭引には植木一圓不相成御定の事』と記せり。

二五〇一(天保二)年七月、垣根等七木にして田畑日陰となるは、目廻り三尺以上の大木は従來御郡所と改作所とへ願出づる扱〔註六九〕なりしを、以來改作所のみに提出せしむることに改めたり。二五〇五(弘化二)年三月、藩は居屋敷垣根等の七木を無據伐取度き者は、十村役より極印を受くべきを令〔註七〇〕せり。年代不明なるも、河北郡倉見村の喜多某〔註七一〕セコは、其先代が藩より松苗を拜領して居屋敷廻り垣の内に植付けたる垣根松、目廻七寸より二尺九寸迄のもの八百六拾二本を、家政整理の補足とする爲伐取、賣拂ひたき旨願出でたり。

福井藩四壁竹木ノ制

福井藩 二二六一(慶長六)年、山奉行大町鞆負が、山林四壁竹木御締方を命ぜらるゝや、在々山林四壁の悉く伐荒されしを見て、百姓持小口三間に松苗壹本づゝを植付〔註七三〕けしめ、其後漸次山間等へも嚴重申付け、二三四一―三(天和)年代、國中大方松林となせりと言傳へ、二三三七(延寶五)年八月、此年より年々山方御條目〔註七四〕を在々寺院諸百姓へ讀聞かせ印形を取りしが、該御條目中『一、在々四壁之竹木一切伐荒申間敷事一、柵木百姓四壁並山林ニ至迄立置伐取申間敷事』と記せり。二四三八(安永七)年、足羽郡南谷村に於ては、人

①田地割制度

②福井縣史

人屋敷の内、大道添等に限らず、若竹木を植出さば、見付次第早速こぎ取るべく、又四壁竹木家廻り田地掛へ日陰となる竹木あらば、山方見分の上越度とせしむべしと定め、二四五六(寛政八)年三月、藩は山奉行役勤向覺(註七五)中に、村方にして四壁の間に立木なきは、法に従ひて苗木を植付けしめ、尙竹木は改帳を作らしめ、其際地境に念を入るべきこととせり。二五一六(安政三)年十二月、藩は下山廻御用勤方(註七六)中『下山廻之者ハ、最寄近郷二拾箇村三拾箇村相誘、其村々山林四壁竹木之次第相考候而、用水川除入用之竹木其村柄ニ應し割賦申候事』と規定せり。

越前國幕府領屋敷林ノ制

越前國幕府領 二三八〇(享保五)年十一月、福井藩御預所なる南條郡瀬戸村(宅良村内)の山方御法度(註七七)中『在々四壁の竹木竝持山之竹木共に、自分に伐取申間敷事、子細有レ之伐申度時は、山奉行へ其様子相達可レ受ニ差圖ニ事』と規定したるが、之に反し、二四一九(寶曆九)年二月、坂井郡下野村(濱四郷村内)に於ては、闇頭共三拾五名の連署を以て證文(註七八)を作製し『此度之田畑地平均仕候ニ付、居屋敷四壁竹木之儀伐取申候筈、先達而證文相究申候得共、風當り隣屋敷相對を以立置候様ニ相談致候處、風當り「」猥り相見申候間、尙又四壁之分不レ殘竹木伐取申筈ニ相談申候、若又我儘申候而四壁立置候者有レ之候は、村方ハ人足を以、村方へ竹木伐取申筈相定申事』と約定せり。

西尾藩制
西尾藩
竹木ノ

西尾藩 二三五六(元祿九)年三月、越前國南條郡坂口村に在りては、自分四壁の竹木にて

も濫に伐採せず、已むを得ざる場合は當局の差圖を請くべきを規定(註七九)せり。二四一四(寶曆四)年閏二月、同國坂井郡井向村惣百姓寄合の上(註八〇)『新居屋鋪之儀は、地境拂申筈、陰引地一間ハ上畠出し可レ申候、但陰引より六尺内に竹木植可レ申筈』と定めたり。

か入足を以、村方へ竹木伐取申管相定申事』と約定せり。
西尾藩 二三五六(元祿九)年三月、越前國南條郡坂口村に在りては、自分四壁の竹木にて

も濫に伐採せず、已むを得ざる場合は當局の差圖を請くべきを規定(註七九)せり。二四一四
(寶曆四)年閏二月、同國坂井郡井向村惣百姓寄合の上(註八〇)『新居屋鋪之儀は、地境拂申管、
陰引地一間ハ上畠出し可レ申候、但陰引より六尺内に竹木植可レ申管』と定めたり。

近畿地方

(備考) 二三四九(元祿二)年、若林利明(註八一)は、其著書中五人組法式の章に『立林・居林・惣林等の下刈某月ノ某日
ヨリ某日迄、雙方立合候而木ニ隨ヒ其重枝マテ刈ヘキナリ、束把ハ定ノ員數配分スヘキ事』又『四壁ノウチ不用ノ草木
植ヘカラス、空地ヲナサシムヘカラサル事』四壁ノ内花梅・櫻・藤ノ類植ヘカラサル事』等を記せり。

大和國幕府領 二四〇五(延享二)年二月、幕府は百姓居屋敷の竹藪に對し、相應の藪錢(註
八二)を申付くることとせり。

(備考) 二四四七(天明七)年、中山元貞は其著書(註八三)中に『堂舎・伽藍・宮殿・屋室之前ニハ必溜池有ヘシ、始建時土
ヲ取、其跡ヲ池トシ、植物ヲシ、模様ヲ取、用水ニ備エ、林ハ北乾ノ間是ヲ取、風除ノ木楠・榎・榎・杉・檜・枇杷之類
ヲ並木カ、リニ植、其外ニハ松・梅・櫻・楓・海棠・梨子・椿・榛之類ヲ、尺不レ高模様ヨクアシライ植ヘシ』と記せり。

中國地方

篠山藩 年代不明なるも藩(註八四)の年中行事の一として『御家中屋鋪ニ有レ之大木之枝
打根切等又者屋鋪切縮候類之節、御目附見分被ニ仰付候事』として、屋鋪木伐採に付ては

城内外々構の並木の場合と同様に取扱ふこととせり。

鳥取藩ノ家圍松ノ制

鳥取藩 二四九二(天保三)年四月、藩は伯耆國河村郡(東伯郡)宇野村勝示粗藏邊及因幡國高草郡(氣高郡)賀露村勝示の人家圍(註八五)に松を植付しめたり。

岡山藩家廻リ草藪ノ制

岡山藩 二三二八(寛文八)年八月、在々家廻り(註八六)草藪は受藪に申付け、輕き受銀を徴すべし、受藪たりとて百姓心の儘に伐るべからざる旨令達して、輕微の租税を納めしむると共に濫伐を禁ぜり。

(備考) 二三二一—二三二(寛文)年代、山鹿素行は其著に於て『家宅のまはりに樹木をうへ、桑をそだて、畠に野桑を仕立て、朝夕のいとなみに致し、竹木の枝葉をあつめて薪とするなり』と、民の養たる樹藝の要諦を説破せり。

廣島藩屋敷林ノ制

廣島藩 二四九一(天保二)年九月、安藝國賀茂郡菅田村庄屋某等が野路山開地(註八七)の爲、山上へ移住の内命を受けたる際、場所選定の結果、廣村(同郡)論所土見中畑村込所之内かんのう坂なる田畠一町歩外に屋舗三段(但大迫風防竹木建共)を申請せるは、新開の農家に屋敷林の缺くべからざるを示せる一例なるが、二五〇三(天保一四)年八月(註八八)松・栗・榎・檜・杉・槻・楮・橡・槐・桑・榊・弓木を御用木とし、桐・樫・矢筒竹を御用木同様とし、是等は山所は勿論、家廻りに存するものと雖、無願にて伐採するを得ざることとせり。

山口藩屋敷林ノ制

山口藩 二二六九(慶長一四)年十一月、檢地箇條(註八九)中に『竹木屋敷廻切あらし候ハ、給人・庄屋・百姓共ニ法度ニ可ニ申付事』として屋敷林の伐採を禁じ、二二三三七(延寶五)年

①山鹿語類

十月、地方諸法度(註九〇)中、在郷住宅之衆、屋敷廻りに所持する預り之山に付制限すると共に『屋敷廻りに自分之心遣苦勞を以て植そ立候御用木之類は、於其所ニ入用之分者、御代官衆江申出、於無紛は御代官衆より申伺候上可被差免候事』とし、二三四〇(延寶八)年七

山口藩 二二六九(慶長一四)年十一月、檢地箇條〔註八九〕中に『竹木屋敷廻切あらし候ハ、給人・庄屋・百姓共ニ法度ニ可ニ申付ニ事』として屋敷林の伐採を禁じ、二二三三七(延寶五)年

十月、地方諸法度〔註九〇〕中、在郷住宅之衆、屋敷廻りに所持する預り之山に付制限すると共に『屋敷廻りに自分之心遣苦勞を以て植そ立候御用木之類は、於其所ニ入用之分者、御代官衆江申出、於レ無レ紛は御代官衆より申伺候上可レ被ニ差免ニ候事』とし、二三四〇(延寶八)年七月〔註九一〕『御藏入之百姓抱之立山竹木竝屋敷廻り之竹其外御用木採用自ニ往古ニ御法度之事、然共百姓家普請仕候節ハ、理之品によつて少宛ゆるし被レ遣候、此已後ハ竹木自由に採用仕度と存もの於レ有レ之ハ、畝反之積申付、一ケ年に纔之立銀被ニ召上ニ採用可レ被ニ差免ニ候、左候而百姓自由に賣拂ひをもゆるし可レ被レ遣候條、面々於ニ裁判所ニ沙汰仕可ニ申出ニ事』として、百姓家普請の際少許の伐採を許し、且立銀を納めしめて他に賣拂ふを得ること、せしが、二三四九(元祿二)年十月に至り、諸士・寺社・地下人の屋邊の森林〔註九二〕は、伐採を許さざる事として再禁伐を厲行し、二三七七(享保二)年、百姓抱の山竝屋敷廻り田畠縁り竹木〔註九三〕の儀に付、支障なき所柄を見立て、銘々抱の山を仕立て、田畠縁り屋敷廻りへも竹木を生立せしむべき旨達し、二三八一(享保六)年十二月、百姓等出精の爲著々奏效〔註九四〕したるが如く、二四〇九(寛延二)年三月に至り、百姓田畠縁或は屋敷廻り立置等の竹木自用〔註九五〕を許すこと、したり。

四 國 地 方

徳島藩屋敷林ノ制

徳島藩 一二二六六(慶長一一)年四月、阿波國美馬郡端々山に於る制札に『當谷中竹之儀、自

レ今以後堅令ニ政道ニ急度可ニ林置ニ候、萬一無沙汰ニ仕、竹於レ無レ之者、其屋敷主竝隣端之者共可レ令ニ成敗ニ事』と記し、屋敷林としての竹の重要なを公示したるが、一二二九六(寛永一三年十一月、那賀郡下大野村之内備前島上村某への拜領屋敷證文〔註九六〕に『其方居屋敷三反八畝、此高一石九斗竝居屋敷廻り竹木、右之通其方へ被レ下候』とあり、又二二九九(寛永一六)年三月、勝浦郡田野村本木某への證文〔註九七〕にも『田野浦村茶園物成米京升にて一斗五升也、同所其方居屋敷廻り藪之事、右二口此跡蓬庵様より其方へ被レ下候』とあり、何れも屋敷廻りに竹木を仕立てたるを例證せるものなり。二三五三(元祿六)年四月、阿波・淡路兩國に於る附軒林〔註九八〕等隠置けるものは、死罪・追放・科銀に處する旨を達せり。

高知藩家懸林ノ制

高知藩 二三二四(寛文四)年三月、山林諸木之定〔註九九〕に居屋敷掛の事として『屋敷幅に山六拾間を付すべし、但前々より林有る所の下へ新規に家を立てたる者ある時、其山は以前林を立てたる者の支配たるべき事』としたるが、二三五〇(元祿三)年三月にも、重ねて同様の令規〔註一〇〇〕を設け、伐採を自由ならしめたり。二三三四(延寶二)年、藩は田地方定〔註一〇一〕中に、芝山を領知作式等に望みて其内を少しく開發し、作目に成らざるを林となし度と申出るとも、先規よりの御定に従ひ、新林となすを許さず、其仔細は百姓等が牛馬追出し、肥草刈る場所の漸次狹まりて困難するを慮りての事なるが、家掛に付ては特別に『家

①阿波藩民政資料

面隠

臺を居候者は、庄屋・年寄共ニ相斷、爲ニ面隠ニ前々之通、家掛六拾間は林可レ申、左様茂無レ之候は山之内開方ニ成候所迄を可レ遣事』とし、二三五〇(元祿三)年三月、百姓居屋敷廻りの竹藪〔註一〇二〕にして領知作職等に望むときは、定通り面かくしに幅一間残すべく、若し少し

と申出るとも、先規よりの御定に従ひ、新林となすを許さず、其仔細は百姓等が牛馬追出し、肥草刈る場所の漸次狭まりて困難するを慮りての事なるが、家掛に付ては特別に『家

面隠

臺を居候者は、庄屋・年寄共ニ相斷、爲ニ面隠ニ前々之通、家掛六拾間は林可レ申、左様茂無レ之候は山之内開方ニ成候所迄を可レ遣事』とし、二三五〇(元禄三)年三月、百姓居屋敷廻りの竹藪(註一〇二)にして領知作職等に望むときは、定通り面かくしに幅一間残すべく、若し少しも残さざるに於ては其田地を取返し屋敷主の控地とせしめ、又申請けたる野山の内少々田畠に開き残部を林となすを許さざるが、屋敷を構へ居住する場合に限り面かくし又屋敷掛りの山として六拾間を林とせしむるを得ること、し延寶二年の定と同一とせり。二四八二(文政五)年、家懸林(註一〇三)を總て冥加米立とし、其際林の間敷を制限せず、他に故障なき

家懸林

分は、總て同林の名稱を附することゝせるが、二四八九(文政二)年十月、近來村々家懸林を無斷開發作付等する者あり、不埒の至なるを以て、今後之を嚴禁(註一〇四・一〇五)する旨布達し、二五〇三(天保一四)年迄に右開發を願出でたるもの、幡多郡に於て拾箇村に及びたるも、尙屆落の者無きを保せざるを以て、藩は同年十二月更に、村々詮議の上明年二月限り、開發の有無を届出づべく、同時に近來村々にて底地無貢物の場所へ新に竹木を林立て、控山或は水持山・家懸林杯唱ふるものゝ如き、是亦明年二月限り其有無を穿鑿すべき旨、御山方より觸出し、二五〇四(弘化元)年秋、山方係役人同郡を廻村して巡閱(註一〇六)する所あり、二五二八―九(明治元・二)年代、同林の冥加米を廢して山稅立私山(註一〇三)とせり。二五〇一(天保二)年五月、幡多郡中村宮崎某(註一〇七)は、不破中山御留山に隣れる其居屋敷

が、山ハナ屋敷にて至つて風當り烈しきに付、自然御留山の樹林を伐拂はるゝに於ては、風雨の節迷惑尠からざるを以て、底地二拾ヶ年限り御預ヶ山とせられたき旨、支配頭奥書を以て御山奉行所に願出でたり。

九州地方

小倉藩
敷林ノ制

小倉藩 二三四三(天和三)年十一月、筑前國京都郡長井手永(註一〇八)花隈村の屋敷廻り木數五百五拾八本(七寸廻り以上五尺四寸廻り迄)又同手永全體の屋敷廻り木數千六百拾三本(七寸廻り以上二丈廻り迄)を算せり。二五二九(明治二)年七月、同藩は、近年山野(註一〇九)別て伐荒し竹木乏しくなりたるに付、今後前年冬より諸木植付方に取掛るべしとて、特に屋敷内には其家主々々等、桐・櫻欄・竹の類其他材木薪の材料たるべきもの何にても植込むべく、桑の如きは屋敷廻り・圃廻り等の生籬代りに植込む様世話すべし、植込の竹木を妨ぐるもの、又は無斷にて伐取るものは罰せらるべく、右は百姓等をして、今後屋立材木・薪等に不自由なからしめんが爲申付くるものなれば、出精して盛木の上は願次第伐採を許すべしと觸れしめたり。

福岡藩
敷林ノ制

福岡藩

(備考) 二三五六(元祿九)年、筑前國の宮崎安貞は、其著書中に述べて『田家或田畠の畦に木をうへ、常にやしき廻り

にうゆるにも、西北の風寒を防ぎ、東南の暖かなる和氣を蓄へ、陽氣の内に満る心得して栽ぬれば、其内に作る物の盛長も早くよくさかへ、土地も漸肥て礫土も變して後は良田となるべし(中略)惣して田舎やしきの廻りに木をうゆるに多くの徳あり、風寒をふせぐのみならず、盜賊の防ぎとなり、或は隣家の火災の隔ともなり、枝葉は薪の絶間を助

福岡藩

(備考) 一三五六(元祿九年)、筑前國の宮崎安貞は、其著書中に述べて『田家或田畠の畦に木をうへ、常にやしき廻り』

にうゆるにも、西北の風寒を防ぎ、東南の暖かなる和氣を蓄へ、陽氣の内に満る心得して栽ぬれば、其内に作る物の盛長も早くよきさかへ、土地も漸肥て礫土も變して後は良田となるべし(中略)惣して田舎やしきの廻りに木をうゆるに多くの徳あり、風寒をふせぐのみならず、盜賊の防ぎとなり、或は隣家の火災の隔ともなり、枝葉は薪の絶間を助け、しん木は間をぬき伐て材木とし、落葉は殊に田畠の糞によき物なり、菓樹を西北の方に植、竹を東北の隅にうへて、根を西南の方にいかするはつねの事也』又『椎は殊に葉よくしけりさかへて冬しほまず、しんぼく強く風のふせぎによし、屋敷廻り庭にうへてもよし、實も木も他木の及ぶ物にあらず』といひ『山茶ツバキは花を賞するのみならず、實を取て油とすれば、甚民の用を助く、山邊など屋敷廻り土地を見合せて多くもうゆべし、幹は材木ともなるものなり』と云へり。

二三八六(享保二年)、御立山・野山・草山坪敷改めの際、御笠郡(筑紫郡)乙金村にては、村中四壁廻り藪竹木〔註一〇〕を山奉行に書上げ、二四二〇(寶曆一〇)年五月、百姓四壁竹木伐採定〔註一一〕を規定し、二四二七(明和四年)二月、郡奉行は、村々百姓屋敷四壁廻りが、雑木柴等生茂りて用木少くなりたるに付、今より百姓共銘々心懸け、楠・杉・檜・漆・桐・へら・しゆろ等の用木に仕立替〔註一二・一三〕ふべき旨申付け、二四五〇(寛政二)年七月、屋敷添山等の扱方〔註一四〕を定め、二四七八―八九(文政)年代、屋敷添の山〔註一五〕は預り主より證據を差出し、山を立茂らしむべく、藩の用木として伐採りたる時は、技葉は預り主に下附さるべき旨家老より達し、同時代、百姓四壁廻り楠・杉類の上木〔註一六〕は、願出づるとも下附されず、但し其他の雑木は、屋敷内に在る者は下附さるゝ事となれり。二五一

屋敷添山

○嘉永三年、御山御法度誓紙前書中に、四壁濫伐禁止の事〔註二一七〕あり。二五三四(明治七)年、福岡縣に於る山野税中に藪税〔註二一八・二一九〕あり、右は百姓銘々屋敷添なる私有地の藪に對する課税にして、元福岡藩たりし早良郡西村にては、其課税率一段に付五拾九錢七厘、同郡西入部村にては、同三拾八錢六厘となり居れり。

嚴原藩屋敷林ノ制

嚴原藩 二三四五(貞享二年)、以前は百姓居屋敷の立木にても、藩用の爲には些の厭ひもなく伐採せられたるが、此年以來、藩用の材木は之を山村より伐採し、諸人居屋敷の木は一切伐取を禁〔註二二〇〕じ、萬一田畑に有害の成木を伐除かしむる時には、百姓同様の代銀を支拂ふこととし、請藪の木のは尙更一木にも觸れざることとなせり。

平戸藩屋敷林ノ制

平戸藩 二三八一(享保六年)、藩は山守の起請文前書〔註二二一〕中に「椎かぶ、諸人居屋敷廻りに植立以後掘替柱之爲め育つ様に打廻り可申聞事」と記載せしめて、屋敷廻りに椎の繁殖を怠らざらしめたり。

佐賀藩屋敷林ノ制

佐賀藩 二五二一(文久元年)七月、鶴田某〔註二二二〕より、同人屋敷裏中の圍杉、近來稍枯葉を見るに至りたるは、下男掃除焼の爲にして、場所柄重疊恐縮の至に堪へず、用捨を請ふ旨申出でたり。

島原藩屋敷林ノ制

島原藩 二三四九(元祿二年)五月、藩は豊後領の村々に對して、四壁圍の内藪林〔註二二三〕を免許し、二人持迄の木は庄屋・山留へ斷り、三人持以上は山奉行へ斷りたる上之を伐るべ

く、請藪内の木も同様たるべし、四壁の内たりとも楠・杉・桐等は、濫に伐採すべからざる旨申渡したるが、二三六七(寶永四年)、島原村(肥前國南高來郡)にては、百姓四壁百七箇所〔註二二四〕を存し、段別一町一段歩に及び、杉・檜・楠・栗・雜木凡四百八拾本、數竹九寸廻よ

島原藩 二三四九(元祿二)年五月、藩は豊後領の村々に對して、四壁圍の内敷林(註二二三)を免許し、二人持迄の木は庄屋・山留へ斷り、三人持以上は山奉行へ斷りたる上之を伐るべ

く、請藪内の木も同様たるべし、四壁の内たりとも楠・杉・桐等は、濫に伐採すべからざる旨申渡したるが、二三六七(寶永四年)、島原村(肥前國南高來郡)にては、百姓四壁百七箇所(註二二四)を存し、段別一町一段歩に及び、杉・檜・楠・栗・雜木凡四百八拾本、數竹九寸廻より一尺廻迄のもの二百本許、小柄竹七寸廻より四寸廻迄のもの二百七拾束を算せり。二四三五(安永四年)、定書(註二二五)中『百姓四壁圍之内、杉・楠・桐木、領分に少ク有^レ之ニ付、伐採不^レ申候様』と規定せしが、二四五二(寛政四年)、南高來郡多比良村轟名(註二二六)より山奉行に宛て、四壁内なる雜惡木にして作障りとなるものを伐採して薪に賣拂ひ、夫食足しにも仕度と願出でたる者ありたり。

熊本藩 二二三三〇(寛文一〇)年七月、藩は覺書(註二二七)中に『百姓屋敷廻り之木、其百姓植候分ハ植立候者心儘ニ剪可^レ申候、從^ニ前々^ニ有^レ之大木は剪申間敷候事』と規定して屋敷林の保育を圖れり。二三四四(貞享元)年六月『御藪の藪御用に入申分は引除置、其外の藪上・中・下に隨ひ運上米銀を相定、請藪に被^ニ仰付^ニ候間、御百姓共剪候而賣可^レ出候事』と達したるが、請藪とは宅地の一隅又は田畑の畦畔等に、風・火災の防衛を目的とし、御藪の内を分割して當該受持主の出願に依り、管理保護を委託したるものにして、相當の代米を徴し、竹は受持主自由の處分に委し、立木の伐採には拂下代價を納付せしめたりと云ふ。二五二〇(萬延元)年四月、小國郡代は、北里手永萩原村(玉名郡)某受藪の杉二拾五本の代錢とし

て、二拾目八分を上納せしめ之を引渡したり。

中津藩
敷林ノ制

中津藩 二四一四(寶曆四)年十二月、在中御條目〔註二二八〕中に、四壁山藪等の竹木を伐又は枝葉下さらへ等致度願は、山之口役念を入れて申出づべき旨を規定し、二四二五(明和二年)五月、四壁運上に付て釋明〔註二二九〕せるものあり。

佐伯藩
敷林ノ制

佐伯藩 二二六六(慶長一〇)年正月『百姓ノ屋敷廻リ・同在所廻リニテ、山椒ノ木・柿ノ木・梅ノ木・梨ノ木ナト、材木ニモ薪ニモ一切伐ル間敷事、在所廻リ・百姓居屋敷廻リニテ、竹木伐ル事ハ總テ無用ナリ』〔註一三〇〕と達したり。

人吉藩
敷林ノ制

人吉藩 二四三六(安永五)年三月、杉・檜にして家中拜領屋舗のものは伐採を自由とせしめ、在方に於るは伐木代の内二割銀を給與〔註一三一〕するとし、同年七月、城下小路の居屋敷に於る杉其他の樹木〔註一三二〕は、縦令御用木と指定しあるものと雖、居屋敷主自分に伐採するを許すこととし、該小路は麓・原城・新小路・南小路・大手馬場・灰久保・老神馬場・新馬場・辻出水田・青井馬場と限り、二四四八(天明八)年七月、諸郷居屋敷内の雑木〔註一三三〕にして人家又は田畑の障りとなるものは、願出により見分の上伐採せしめ、其御用木たらざる分は之を無代にて下附し、若し無年貢地内のものなるときは代銀を上納せしむることとし、又杉・檜は總て先規によることとし、桐は『別而屋敷廻り木立宜物に候間、折角成木候様心掛、尤御拂底もの之事ニ候條、杉・檜同様相心得可被罷在』と觸出せり。

同年十二月『赦免屋舗之竹木ハ、垣より外に靡出候分可伐之、立跡ハ何時も可拂之事』〔註一三四〕とし、二四五六(寛政八)年正月、屋敷添藪山〔註一三五〕漸次生育するに至れるが、何れも之を自分山と心得べからず、公領の事ゆゑ御用の節は伐取せらるゝことあるべき旨布

ること、せり。又杉・檜は總て先規によること、し、桐は『別而屋敷廻り木立宜物に候間、折角成木候様心掛、尤御拂底もの之事ニ候條、杉・檜同様相心得可_レ被_ニ罷在_一』と觸出せり。

同年十二月『赦免屋舗之竹木ハ、垣より外に靡出候分可_レ伐_レ之、立跡ハ何時も可_レ拂之事』〔註一三四〕とし、二四五六(寛政八)年正月、屋敷添敷山〔註一三五〕漸次生育するに至れるが、何れも之を自分山と心得べからず、公領の事ゆゑ御用の節は伐取せらるゝことあるべき旨布達し、同年三月、手作配地の屋敷園内の杉・檜等〔註一三六〕は、拜領屋敷に準ずること、し、二四六三(享和三)年閏正月、小路方拜領屋敷内の杉・檜は、此月より以前の通随意伐採し得ることに復舊〔註一三七〕せられ、二四六六(文化三)年十一月、更めて寺社拜領屋敷たりとも、願の上伐採するを定法とする旨寺社奉行へ通達〔註一三八〕し、二四八五(文政八)年六月、諸郷銀懸り屋敷内の杉・檜の外、桐竝諸木拂方の節は、侍百姓の差別なく代銀半高下附さるべく、但御用木として伐採の節は従前の通りたる事、又諸郷屋敷添銀懸りにあらざる場所の分は、代銀の三分通り下付さるべく、但書同斷の旨諸郷へ廻文せり。

(備考) 當時無税〔註一三九〕の地へ、一民一己自費を以て屋敷の周圍に竹木を栽培したるを、屋敷添或は敷山と稱したるが、元來無税地たるの故を以て、維新藩政改革の際、右何れも共有地と定められたりと云ふ。

飲肥藩家
根山ノ制

飲肥藩 家屋の周圍に仕立てたる竹木の叢を家根山〔註一四〇〕と稱し、幅三間と定めたりと云ふ。

鹿兒島藩
居屋敷四
壁山ノ制

鹿兒島藩 二三八五(享保一〇)年五月、御規模帳〔註一四一〕中に次の如く規定せり。

(前略)

一、衆中居屋敷四壁山諸竹之儀ハ、山奉行所構無_レ之、屋敷主心次第可_ニ伐取_ニ事
一、右同斷居屋敷諸木之儀ハ、屋敷主任立置候ても、山奉行支配にて候故、無_ニ御免_ニ伐
取候儀會て不_ニ相成_ニ筈

(中略)

一、私領屋敷茂領主持高之内にて候、右之内ニ有_レ之竹木は、領主ニても伐取候儀不_ニ相
成_ニ御法_ニ候得ハ、私領士ハ外城衆並之勤を茂致候譯を以、屋敷差免置事之由候ニ付、
御用木外ハ難(雜カ)木ハ領主次第被_レ爲候儀、外城衆中屋敷同前之首尾ニ申付候間、御
用木且又勝之本木茂相改、一帳ニ記、山奉行所へ差出置候、其分ハ會て不_レ致_ニ聊爾_ニ様、
山方役人ハ申出伐取様、諸事外城衆中屋敷同前之格ニ可_ニ申渡_ニ事

一、私領士屋敷四壁山竹之儀も、前條同斷之首尾申付候間、是又領主へ可_ニ申渡_ニ事
一、當時有_レ之私領士屋敷敷外ニ屋敷被_ニ差免_ニ候儀も有_レ之候は、其場之竹木、山奉行
所へ可_ニ申出_ニ候、於_ニ其儀_ニハ見分之上支無_レ之候は、可_ニ差免_ニ事

右之通、此節ハ申渡候間、紛敷無_レ之様堅固ニ有_レ之様被_ニ仰渡_ニ候事

(備考) 二四六四(文化元)年、會繁等は其著書中に「第節には四方に築地構へ、渠運を通じ、常春の良き樹竹を環し植
て、火災・颶風を防ぎ救ふの虞をなすへし、市坊の類比屋何十町も打連たらんには餘慶の處なしとも、間々に火除の空
地を置いて、枝葉の立さかゆべき竹木を仕立て、水氣を引べし、樹林鬱茂ゆれば自然と潤澤を生じて、火災多からざる
は、田野のためしにてもしるべき事ぞ」と説けり。

① 成形圖説

琉球藩
敷園ノに
か竹

琉球藩 二五一四(安政元)年六月、諸事締(註一四二)中に「屋敷園之儀、にか竹にて仕合候は

は所々重寶不_レ輕事候處、其勘辨無_レ之、都て諸木紛植付置候故、にか竹之入用は他間切より
買入を以相辨候由、甚以愚昧之仕形候條、漸々竹に植替、用分無_レ支相辨候様毎度可_レ致_ニ差

地を置いて、枝葉の立さかゆべき竹木を仕立て、水氣を引べし、樹林鬱茂ゆれば自然と潤澤を生じて、火災多からざるは、田野のためしにてもしるべき事ぞ』と説けり。

琉球藩屋敷園ノにか竹

琉球藩 二五一四(安政元)年六月、諸事締(註一四二)中に『屋敷園之儀、にか竹にて仕合候はは所々重寶不_レ輕事候處、其勘辨無_レ之、都て諸木紛植付置候故、にか竹之入用は他間切より買入を以相辨候由、甚以愚昧之仕形候條、漸々竹に植替、用分無_レ支相辨候様毎度可_レ致_ニ差引_一事』として、屋敷園ににか竹の植付を奨励したり。

要約 之を要するに、屋敷林は中古の初め宅邊の樹林として存在せるよりせば、恐らく其以前に發生せるものなることを推察するを得べく、爾來宅地は次第に増加し、莊園時代より封建時代に於て一層擴張せられ、貴族階級は勿論、大百姓大町人の興起に伴ひ、本林も亦相當に發達したるものゝ如し。而して該林の廣さは、時代と地方とによりて同一ならずと雖、庶民一戸に付一町歩を超ゆるもの極めて稀にして、狭きは五・六畝歩、廣きも五・六段歩に過ぎざるを普通とす。尤屋敷の間口によりて配置せられたるものには稍廣きもあり、又上層階級に至りては數町歩數拾町歩を擁する者尠しとせず。本林は概して人工を以て、新植・新挿・補植し、特に手入保護を加へたるものにして、其樹種は裏日本にありては杉を主とし、羅漢柏・竹・栗・桐・漆・ヤチダモ・ハンノキ・榎・櫟の外稀に檜を以てし、出雲方面に黒松を用ひたるあり、表日本にありては檜・樟・櫟・イヌマキ・棕櫚・竹を充用し、所により杉・檜を用ひたるもあり。是等の樹木は、單純なるあり混淆せるありと雖、何れも密生して高く伸長せしむるを常とす。之が植付に對しては多くは當事者の自由と

し、願によりて苗木を下附し、或は植立證文を交附するもあり、又本林に對しては、藪錢等を徴收する所あるも、大抵四壁引（三畝歩以下は四面各一尺より二尺迄、以上は一間通を除去す）或は檢地の際打繩を緩にして租税を輕減し、本林に隣接する田畑に對しても同様とするを例とせり。加之伐採に對しては一部又は全部に制限を加ふるを普通とするも、所により大木と雖勝手にせしめ、其伐採木の如き自家用に供せしめ、公用の必要あるときも濫に徴發せず、若し公用木となす場合は代物を附與することとして本林の成立を獎勵したり。然れども一面には植付を強制し、既に成立せるものに對して一切禁伐若くは伐採を制限し、或は樟・檜等特殊樹種に限りて留木とし、或は大木のみ伐採を停止したるあり、總て伐採は無斷に實行せしめず、伐採に際しては見分を行ひ、跡地に代植せしめ、伐採木一本に對して七本の代植を課せるもあり、若し禁を犯す場合には、當事者のみならず隣家をも從犯として罰し、甚だしきは所拂を以てせるもあり。斯くして撫育せる屋敷林も、人家又は作物に日蔭を與ふるときは、蔭伐を行はしめ、其枝葉を所有主に交附す、被害の著しきは根切せしむるもありたり。明治維新後、屋敷林の多くは民有に歸屬して、各所有者の自由經營に委せらるゝこととなり、現今尙舊時代の儘保存に努むるものありと雖、地方によりては縣令を以て之が伐採を強要したるもあり、一般に減少の傾向あるのみならず、將來人口の増加に従ひて、次第に衰退すべき運命にあるもの、如し。

註一・二 【地方故實錄卷上】 ○農林省

註三 【禁御遺狀】 ○新潟縣中頸城郡湯町村内藤善次郎氏

註四 【憲教類典・教令類纂初集】 ○内閣文庫

註五 【地方袖中錄中編】 ○農林省

以て之が伐採を強要したるもあり、一般に減少の傾向あるのみならず、將來人口の増加に從ひて、次第に衰退すべき運命にあるものゝ如し。

- 註一・二 【地方故實錄卷上】 ○農林省
- 註三 【^禁秘御遺狀】 ○新潟縣中頸城郡湯町村内藤善次郎氏
- 註四 【憲教類典・教令類纂初集】 ○内閣文庫
- 註五 【地方袖中錄中編】 ○農林省
- 註六 【農書大全】 ○同上
- 註七 【伊奈家傳書・農牧地方見聞格知集】 ○内閣文庫
- 註八 【督農要略寫】 ○編者
- 註九・一〇 【天和三年日記】 ○弘前市津輕伯爵別邸
- 註一一・一二 【農地方覺書】 ○弘前市新町岩見常三郎氏
- 註一三 【延享二年日記】 ○津輕伯爵別邸
- 註一四 【要記秘鑑一三】 ○弘前市圖書館
- 註一五 【享和元年日記】 ○津輕伯爵別邸
- 註一六 【草井澤村某風除林立願書】 ○巖手縣和賀郡湯田村小田島寅吉氏
- 註一七 【雜書】 ○盛岡市南部伯爵別邸
- 註一八 【天量君命令記】 ○盛岡圖書館
- 註一九 【居垣内植杉伐採願書】 ○巖手縣九戸郡侍濱村久慈毅一郎氏
- 註二〇 【田名部町圖】 ○同縣上閉伊郡遠野町海老久太氏
- 註二一 【御廻紙留控】 ○同縣同郡甲子村野田又四郎氏
- 註二二 【肝入代之節御用物御引渡帳】 ○同上

註二三 【御村諸用書上帳】 ○巖手縣上閉伊郡宮守村照井愛助氏

註二四 【山記録帳】 ○宮城縣遠田郡籠嶽村石川宥眞氏

註二五 【御文書寫】 ○仙臺市伊達伯爵邸

註二六 【御定頭書】 ○宮城縣廳

註二七 【八宮村居久根御改書上帳】 ○宮城縣刈田郡福岡村日下忠治郎氏

註二八 【御屋敷方御定】 ○仙臺市清水東四郎氏

註二九 【加美郡三城寺村富塚長人上り御林ニケ所御繪圖】 ○青森營林局

註三〇 【山林方緊要拔萃】 ○伊達伯爵邸

註三一 【刈田郡滑津村諸御用永留】 ○宮城縣刈田郡七ヶ宿村安藤秀夫氏

註三二 【御郡村御取締向被仰渡御箇條寫】 ○同上

註三三 【舊仙臺藩山林制度問答筆記】 ○宮城縣廳

註三四 【本締役手控覺】 ○山形縣最上郡新庄町嶺朝次郎氏

註三五 【遊佐郷御舊記調】 ○酒田市光丘圖書館

註三六 【家政實記卷廿三】 ○東京市子爵松平保男氏

『寛文三年』三月十六日、百姓屋敷地に有之竹木類無代にて取上候先封よりの仕來に候處、百姓年貢出候土地に有之諸木は、持主致自由、御用に付被召上候時は、代物可被下旨被仰出。

諸郷村百姓屋敷或は持畠等に用木の桐・竹木栽植候者は、山奉行井上六太夫相改、御上にて御用之節は召上之、前より地主に少しも代物不爲取候ニ付、桐・竹木次第に致減少、近年御領中不自由に相成候間、不斷植立候様山奉行より申付候得共、惣而百姓屋敷畠共に、其地の年貢出候上、植木立込候得ば、木陰の畠不作いたし、殊に御用

に遣候節は、代物も不被下、自分の用に伐採候節は、過料出候事にて、重々無理に候故、前々の通植立候儀は不
及申、自然生の桐・竹木も取捨候様に至候、此段先規よりの仕來とは乍申、百姓及迷惑候、依て自今以後は御用に
付て召上候桐・竹、持主に代物少々爲取、改方嚴敷無之様に申付候はゞ、連々百姓共桐・竹植立可申旨、加判の者

前より地主に少しも代物不爲取候ニ付、桐・竹木次第に致減少、近年御領中不自由に相成候間、不_レ斷植立候様山奉行より申付候得共、惣而百姓屋敷畠共に、其地の年貢出候上、植木立込候得ば、木陰の畠不作いたし、殊に御用

に遣候節は、代物も不_レ被_レ下、自分の用に伐採候節は、過料出候事にて、重々無理に候故、前々の通植立候儀は不_レ及_レ申、自然生の桐・竹木も取捨候様に至候、此段先規よりの仕來とは乍_レ申、百姓及_レ迷惑候、依て自今以後は御用に付て召上候桐・竹、持主に代物少々爲_レ取、改方嚴敷無_レ之様に申付候はゞ、連々百姓共桐・竹植立可_レ申旨、加判の者共致_レ評議及_レ御内聞候處、加様の義是迄御前に御存じ無_レ之候、此類未_レ於_レ有_レ之は及_レ言上候か、或は輕品に候はば加判の者共評議の上順路に可_レ申付候、少々儀にても如_レ此の仕方有_レ之候へば、百姓の心入も惡敷罷成候、以來は百姓の心次第何木にても植立、其内御用木に可_レ成木も候はゞ、相應に代物を爲_レ取可_レ切取候、尤常々其法六ヶ敷無_レ之様にいたし候はゞ、澤山に木も植置、連々御領中の調法にも可_レ成候條、其心得を以可_レ申付、郷村火事出來致_レ類燒候家の四方に有_レ之槻燒枯候得ば、燒候木を代料に積、屋敷主より上へ差上來、此段百姓共及_レ迷惑候由に候得共、御訴訟は不_レ申出候處、去年四月三日小荒井村燒失之刻燒候槻の代物七貫文餘出候由、依て加判の者共承_レ之、非法の様に候間、評議の上不_レ及_レ御内聞、七貫文餘の燒木代上納致_レ用捨、此儀も以來被_レ成_レ御用捨_レ度由、桐・竹植立儀と一同致_レ言上候得ば、是以無_レ謂事に候間、勿論可_レ致_レ用捨旨被_レ仰_レ出_レ之

註三七 【村差出明細帳】 ○山梨縣廳

註三八 【天保令條】 ○水戸市彰考館

註三九・四〇・四一・四二・四三 【宗國史】 ○三重縣阿山郡上野町上野圖書館

註四四 【山林沿革史】 ○農林省

註四五 【屋敷添立木蔭伐請書】 ○長野縣埴科郡雨宮縣村久保田貢氏

註四六・四七 【吾妻銀右衛門上書抄】 ○編者

註四八 【越後國頸城郡大崎郷小出雲村五人組御制法帳】 ○新潟縣中頸城郡新井町小出雲區

註四九 【五人組御改帳】 ○福島縣西白河郡釜子村根本虎次郎氏

- 註五〇 【越後國頸城郡五人組帳】 ○新潟縣中頸城郡名香山村畑山鹿次郎氏
- 註五一 【羽鹿政令九】 ○石川縣羽咋郡柏崎村岡野是保氏
- 註五二 【定檢地方品之留】 ○東京市前田侯爵邸
- 註五三 【御普請會所御定】 ○石川縣羽咋郡樋川村岡部恒氏
- 註五四 【御算用場格帳】 ○前田侯爵邸
- 註五五 【改作所舊記】 ○同上
- 註五六 【延寶年中改申御條目之留】 ○同上
- 註五七 【堀松相談所留記】 ○同上
- 註五八 【三百二條舊記】 ○同上
- 註五九 【岡部文書】 ○岡部恒氏
- 註六〇 【新田文書】 ○石川縣河北郡笠谷村新田義雄氏
- 註六一 【櫻木御林ニ付御算用場達書】 ○岡部恒氏
- 註六二 【岡野文書】 ○岡野是保氏
- 註六三 【百姓垣根持山七木ニ付申渡書寫】 ○岡部恒氏
- 註六四 【山方御仕法】 ○岡野是保氏
- 註六五・六六・六七 【松林仕立方存寄一件】 ○新田義雄氏
- 註六八 【岡部文書】 ○岡部恒氏
- 註六九 【郡方御觸】 ○前田侯爵邸
- 註七〇 【百姓稼山立方之義被仰渡之御觸、右ニ付林立方仕法窺帳、同仕法申渡帳一件留帳】 ○岡野是保氏

註七一・七二 【居屋敷廻垣内植松伐採願】 ○新田義雄氏

註七三・七四 【山方御定法】 ○福井市松平侯爵邸

註七五 【山奉行役勤向覺】 ○福井縣廳

註六八 【岡音文書】 ○岡音恒氏
註六九 【郡方御觸】 ○前田侯爵邸
註七〇 【百姓稼山林立方之義被仰渡之御觸、右ニ付林立方仕法窺帳、同仕法申渡帳一件留帳】 ○岡野是保氏

註七一・七二 【居屋敷廻垣内植松伐採願】 ○新田義雄氏

註七三・七四 【山方御定法】 ○福井市松平侯爵邸

註七五 【山奉行役勤向覺】 ○福井縣廳

註七六 【山方御定法並御仕來書】 ○松平侯爵邸

註七七 【山方御法度書人別判形帳】 ○福井縣廳

註七八 【相定申證文之事】 ○福井縣坂井郡濱四鄉村橋野藤兵衛氏

註七九 【御仕置條々五人組帳】 ○同縣南條郡坂口村中山區

註八〇 【井向村檢地置祕書】 ○同縣坂井郡大石村岡部直景氏

註八一 【若林農書卷二】 ○編者

註八二 【柴鼻監詳錄四・御觸留二】 ○奈良市上リ大路町杉原守茂氏

註八三 【野人私草】 ○内閣文庫

註八四 【年中行事】 ○兵庫縣多紀郡篠山町青山子爵邸

註八五 【植物方日記】 ○鳥取市池田侯爵別邸

註八六 【山林共進會報告】 ○編者

註八七 【野路山御開地諸控帳】 ○廣島縣賀茂郡中黒瀬村土肥元忠氏

註八八 【御山方御書出し寫し】 ○廣島縣廳

註八九 【檢地御箇條類】 ○東京市毛利公爵邸

註九〇・九一・九二・九三・九四 【御書附】 ○同上

註九五 【御立山事】 ○同上

註九六 【御藏所記録】。○德島縣廳

註九七 【勝浦郡古文書類寫】。○同上

註九八 【御記録】。○德島地方裁判所

註九九 【山林諸木之定】。○東京市山内侯爵邸

註一〇〇 【山林大要定】。○同上

註一〇一 【御郡方新古御定目下】。○同上

註一〇二 【東分檢見方支配】。○高知縣廳

註一〇三 【山林沿革史】。○農林省

註一〇四・一〇五・一〇六 【憲章簿】。○高知市圖書館

註一〇七 【風凌ノ御預ケ山願】。○高知縣幡多郡中村町宮崎嘉藏氏

註一〇八 【長井手永山鑑寄帳控】。○福岡縣京都郡犀川村永井興三氏

註一〇九 【勸農竝心得書】。○同縣同郡豐津村小笠原伯爵別邸

註一一〇 【乙金村萬記録】。○同縣筑紫郡大野村高原悌次郎氏

註一一一 【舊福岡藩山方記録】。○熊本營林局

一、百姓四壁之内御用ニ相立候松・杉・楠・檜之類願出候テモ猥ニ不_レ被_二相渡_一候、其外ノ木タリ共至テ上木ハ猥ニ不_レ被_二相渡_一候、御用ニ不_二相立_一分ハ詮議之上相渡候、枝葉作障リニ相成候分ハ申出次第、山奉行承届伐除申付候事但御用ニ不_二相立_一木ハ郡代・山奉行へ申出、兩役間々郡奉行へ申出、山奉行詮議之上相違無_レ之相障儀無_レ之候ハ、伺之上相渡候、尤一統四壁之諸木無代銀ニテ被_レ下候舊例モ有_レ之候得共、無代銀ニ被_二仰付_一候得ハ頻リニ願出候ニ付、代銀上納申付候儀モ有_レ之相見へ申候ニ付、其節之趣ニ應、無代銀ニ伺之上拜領申付、又ハ相應ニ

代銀上納ニテ相渡候儀ニ有_レ之候事

一、百姓古野山之諸木家作材木等ニ願出候分ハ、御法之代銀上納ニテ被_レ下候、尤山奉行見分之上御用相立木又ハ其山所之趣ニ應シ難_レ伐除_二所柄ハ不_レ被_二相渡_一候、郡代ニ願出候上、木數半分之儀ニテモ無_レ之候得ハ、郡奉行承届、

但御用ニ不相立木ハ郡代・山奉行へ申出、兩役間々郡奉行へ申出、山奉行詮議之上相違無之相障儀無之候ハ
ハ、伺之上相渡候、尤一統四壁之諸木無代銀ニテ被下候舊例モ有之候得共、無代銀ニ被仰付候得ハ頻リニ
願出候ニ付、代銀上納申付候儀モ有之之下相見へ申候ニ付、其節之趣ニ應、無代銀ニ伺之上拜領申付、又ハ相應ニ

代銀上納ニテ相渡候儀ニ有之候事

一、百姓古野山之諸木家作材木等ニ願出候分ハ、御法之代銀上納ニテ被下候、尤山奉行見分之上御用相立木又ハ其
山所之趣ニ應シ難シ伐除ニ所柄ハ不レ被ニ相渡候、郡代ニ願出候上、木數半分之儀ニテモ無之候得ハ、郡奉行承届、
證據致ニ奥書ニ山奉行に遺、代銀上納ニテ相渡候、勿論渡方株改等前條之通ニ候事』

註一一二【御書出】 ○福岡縣糸島郡雷山村滿生懋氏

註一一三【吉田氏記録】 ○同縣宗像郡赤間町吉田敏亮氏

註一一四【御山御法令】 ○熊本營林局

註一一五【山御法竝御達留類寫】 ○同上

註一一六【記録下附録】 ○吉田敏亮氏

註一一七【御山御法度誓紙前書】 ○高原梯次郎氏

註一一八・一一九【山野稅明細書】 ○福岡縣廳

註一二〇【基肆養父實記上】 ○長崎縣嚴原町薦田久吉郎氏

註一二一【起請文前書寫】 ○編者

註一二二【御武具方後鑑】 ○佐賀縣小城郡多久村男爵多久乾一郎氏
小路方
御山方

註一二三【豐州村々江申渡書付】 ○大分縣西國東郡田染村渡邊左馬太氏

註一二四【島原村御領村鑿書拔】 ○熊本營林局

註一二五【村方號令纂集便覽】 ○同上

註一二六【多比良村永代日記】 ○同上

註一二七【御郡方記録三】 ○熊本市細川侯爵別邸

- 註一三八 【在中御條目併御書附】 ○中津市福澤記念圖書館
註一二九 【訟平賦均錄】 ○同上
註一三〇 【大日本農功傳】 ○編者
註一三一・一三二 【杉檜之格錄】 ○熊本縣人吉町相良子爵別邸
註一三三 【明細記】 ○同上
註一三四 【上壹番】 ○同上
註一三五 【人吉藩林制及慣行調】 ○熊本營林局
註一三六・一三七 【明細記】 ○相良子爵別邸
註一三八 【罰帳】 ○同上
註一三九 【人吉藩林制及慣行調】 ○熊本營林局
註一四〇 【飢肥藩林制調書寫】 ○編者
註一四一 【御規模帳寫】 ○熊本營林局
註一四二 【琉球産業制度資料寫】 ○那霸市沖繩圖書館

附 生 籬

名稱 久根(仙臺・越後・秋田)生齋イカウネとも稱することあるも、通列之を生籬イカガキと云ふ。

附 生 籬

名稱 久根クネ(仙臺・越後・秋田)生籬イキジとも稱することあるも、通例之を生籬イキガキと云ふ。

(備考) カキ(垣)は限るの義、クニ・クネと同じとせらる。

意義 住宅地等の周圍に竹木を植付けて、境界を表示する外、見透防ぎ(隠蔽)盗人防ぎ或は防霜・防雪・防風・防火・防潮・防砂等の用に供するを目的とするものにして、其庭園林・屋敷林等と接續せる場合は、相互の效用を一層顯著ならしむることあり。随つて生籬は森林にあらずと雖、庭園林・屋敷林等と相俟つて衛生的・保安的の林系の一部を構成するものと看做すを得べし。又刈込みたる生籬の枝葉は、燃料の一助となすと尠からず。

沿革 上古①フシカキ(青柴垣)カラカキ(韓垣)クミカキ(組垣)あり、又中古『吾妹子②か宿の籬』『我門の片山椿』『鶯の通ふ垣根』等と詠まれ、既に久しき以前より籬の存したるを推知し得べく、一六九〇(長元三)年四月、六位以下の第宅には檜皮葺と共に築垣を禁ぜられたるより、自然生籬行はれ、爾後石塀。土塀等増加せしなるべきも、是れ上流階級の間にして、百姓は概ね生籬を以てせしものゝ如し。

(備考) 二三五六(元祿九)年、宮崎安貞は其著書に於て、生籬の樹種と各其效用・手入に就て『いけかきに作る木は臭橘・枸杞・五加・秦椒・梔子・刺杉・楮・桑・櫻桃・細竹色々多し、此等の類よし、中にも臭橘・うこぎ・枸杞勝れて宜し、臭橘

① 日本書紀、倭訓栞

② ③ 萬葉集

④ 日本紀略

⑤ 農業全書卷九

は盜賊の防ぎ是にこゆる物なし(中略)いか様下には刺ある物を厚くうへ、骨に横ぶちをしかと結たるは盜賊の用心となり、かひくしく見ゆるのみならず、實を取、葉を取、花もありて、山居・村居の屋敷廻りには、色々の籬を作りきて、家事を助る計事ともなるべし、所によりて骨に梅・櫻もよし』又『刺杉は、籬に作りて生がきにはよし、本より枝付さかへしげりてふせぎとなるべし』と述べ、又二四四九(寛政元)年、中山元貞(註一)は其著書中に『塙籬風防には、ねづみもち・枇杷・さんご樹等を良しとす』と記せり。

而して江戸時代、各地方に於て生籬の行はれたるとは、次の諸藩の制に見るも明かなり。

弘前藩
垣ノ制

弘前藩 二二六四(寶永元)年十月、在々屋敷圍四壁に生垣を付け、諸木茂る様に植付くべきの處、近來之を伐取る者もあり、或は植付けざる者もあるを以て、自今家別詮議の上、四壁生垣を仕立つべき旨嚴命して、生垣の造成を強制(註二)したるが、二二七六(享保元)年八月、藩は更に在々所々に於る役所の柴垣を、生垣に改むる様命じたる所、惣代官より生垣に植うべき諸木(註三)として、うつ木・うこき・山ふき・ひやうひ・にか竹・ちしや木・からたち・唐竹・むくの木・すもゝの木・山升の木・ふたこ柴・はんの木・櫻・くこ等の申立あり、何れの木にても、其土地相應にして、手寄に在るものを挿木又は實生等として漸次植付くることとし、翌二二七七(享保二)年三月(註四)、金木新田御藏屋敷前の柴垣は里うつきを植付け、追てやちは・たも植うべく、俵元新田御藏屋敷前の柵立、大間越・深浦・鯉ヶ澤・青森各御假屋廻、金井ヶ澤漆御番所廻、千年山御茶屋廻、野内及小泊湊御番所廻、淺蟲及高田村・浪岡村各御本陣廻、藤澤村及村市村山方番所廻、蟹田御役屋敷及同漆御番所明

屋敷廻、今別町々奉行役所廻並各代官役所廻には、何れもうつきを以て生垣を仕立て、所によりては之に山うつき・柳・うこき・ふたこ柴等を配することとし、碓關海道之内劔ヶ

を植付け、追てやちほ・たも植うへく、徳元新田御藏屋敷前の棚立、大間越・深浦・鱈ヶ澤・青森各御假屋廻、金井ヶ澤漆御番所廻、千年山御茶屋廻、野内及小泊湊御番所廻、淺蟲及高田村・浪岡村各御本陣廻、藤澤村及村市村山方番所廻、蟹田御役屋敷及同漆御番所明

屋敷廻、今別町々奉行役所廻並各代官役所廻には、何れもうつきを以て生垣を仕立て、所によりては之に山うつき・柳・うこき・ふたこ柴等を配することとし、碓關海道之内釧ヶ鼻・ちかい館・大鰐・湯川原御小屋廻等は、生垣とし難きに付、從來の通り柴垣としたり、尤富田・清水等の御鷹部屋は、犬猫の入るを防ぐ爲柴垣を保存することとせり。

二二七八(享保三)年三月、前年植付けたる千年山御庭廻りの生垣(註五)薄く、枯痛みの箇所も生じたるに付、係役人の申立により、三分の一許に竹を植付くることとし、又御藏構蘆垣を生垣に改むるに付、枝柳一間に六七本許宛、太さ五六寸廻、長さ五六尺のものを植付けしめ、二二八四(享保九)年十月、報恩寺々庵前の塀、風雨にて倒れたるに付、其跡へうつ木・うこ木の類を以て生垣(註六)を築くべき旨を命ぜり。

盛岡藩居
くれ垣ノ
制

盛岡藩 二四〇九(寛延二)年九月、生木垣(註七)に使用する横木用として、小松五百本、及横木結付用として藤つら物千尋(註八)の入用を書上げ、二四六三(享和三)年、居くれ垣(註八)添に生立ち御帳入無き樹木の伐採に際しては、寺社境内木品元剪御證文同様、極印入にて許可するととし、二四六四(文化元)年十月、近年手寄の御山剪末となりて御用木にも差支へ、春木も遠山より剪出すこととなりしに付、薪直段高騰して一統の難儀となれるを以て、特に近山を保育するの必要を生ぜるに拘らず、諸士居垣用の柴杭として年々剪出さるゝもの尠からず、之に依り是等の垣、特に裏通境垣は生垣に改む(註九)べしと令達し、二五一五(安政二)

年二月、當春より屋敷廻柴垣〔註一〇〕幾重にも心を用ひ、成る可く薄く結立置き、漸次桑・はつすひば或はつさ等と取代へ、生垣に改むる様心懸くべく、場所に寄り居垣薄く迷惑の向は、竹葭垣又は板塀土塀とするも苦しからず、柴杭長木等は濫に用ふべからずとの申渡あり、右に付東西兩根御山奉行より、生垣に用ふべき諸苗木を仕立置くべき旨を達したり。

仙臺藩久根垣ノ制

仙臺藩

二三三七(延寶五)年三月、遠田郡篁峰寺衆徒口上中に『當月七日の朝吉住村の者

共大勢押懸けて、先年屋敷圍のウツギ久根をあらしたる旨』〔註一一〕を記載しあり、當時生籬としてウツギを植ゑたるの一例たり。二三四二(天和二)年、藩は、所々御假屋外、人屋・御藏場・材木藏・流木置場等の屋敷廻り垣を追々生垣に取立つべしと各郡奉行に申渡〔註一二〕して、生垣の造成に努めたるが、山林方の御藏廻には折々植繼ありしも、其外は兎角行届かざりしを以て、重ねて嚴命〔註一三〕を下して施行せしめたり。又仙臺附近の畑物蔦垣は、以前は小柄竹〔註一四〕に限り用ひられしが、二五〇八一(嘉永)年代に至り、雜細木を賣買して之に充つると流行したるを以て、藩は之を停止し、代ふるに小柄竹垣を仕立てしむることせり。蓋盛木最中の細木を年々伐立つるは、費用の無益なるのみならず、山林伐盡しの誘因ともなり、且細木の蔦垣は、永くも三年用ふれば朽弱るに反し、竹垣は四五年間之を用ひ得べく、又竹は三年目には用材となるに反し、細木は拾四五ヶ年或は二三拾年を経るにあらざれば薪料用木ともなす能はず、不經濟の基なりといふに在り。

秋田藩ノ生垣

秋田藩

二三九四(享保一九)年以來、木垣たりし所へチシヤノ木を植ゑたるは、二四三〇

(明和七)年閏六月、藩が諸越某外一名に對し、褒美銀を下賜したる際の覺書〔註一五〕中に『院内御木折廻し百三拾七間御溝之所杉植立、同御馬出左右七拾一間、此木垣之所ちしや植立

之を用ひ得べく、又竹は三年目には用材となるに反し、細木は拾四五ヶ年或は二三拾年を経るにあらざれば薪料用木ともなす能はず、不經濟の基なりといふに在り。

秋田藩ノ
生垣

秋田藩

二三九四(享保一九)年以來、木垣たりし所へチシヤノ木を植ゑたるは、二四三〇

(明和七)年閏六月、藩が諸越某外一名に對し、褒美銀を下賜したる際の覺書〔註一五〕中に『院内御休折廻し百三拾七間御構之所杉植立、同御馬出左右七拾一間、此木垣之所ちしや植立忠進申出、願之通被_レ仰付、享保十九年寅年_ノ植立手入いたし、兩所とも致_レ成就_二候義全く兩人出精』云々とあるによりて明かなり。

會津藩生
垣ノ制

會津藩

二四四九一六〇(寛政)年代、山所手遠の場所にては、屋敷廻りの生垣〔註一六〕迄日

受の場所には枝を透かし、或は刈詰、風除等の處を折々手入を加へ、繁茂する様注意せしむべきこととせり。

福井藩生
垣ノ制

福井藩

二五一二(嘉永五年)、越前國坂井郡下番村(本庄村内)は村定書中に、居屋敷隣の垣

は高さ三尺五寸と定め、一年に兩度伐拂ふべく、若持主の心得違を以て切拂はざる時は、隣より差圖すべく、又持主方内より垣修覆の節は、外に除歩一分、外支配の節は除歩三分、居屋敷にある諸木枝葉は、隣の支障とならざる様、竿立ちて切拂ふべき事、居屋敷内に新規諸木植付の節は、垣縁より内へ取込植付くべき事とし、翌二五一三(嘉永六年)年三月又『居屋敷並外屋敷共、道筋へ相掛り申候諸垣之義は、三月中に引込可_レ申候、此段組下並雜家ニ至迄不_レ洩様相極、若引入不_レ申者有_レ之候ハ、於_二村方_一夫々取計可_レ致』〔註一七〕と記載して、生垣の仕立方に付て約定せり。

金澤藩生
籬ノ制

金澤藩 二二三三五(延寶三)年二月、藩は一柳某屋敷廻にサイカチを挿木〔註一八〕するを許し、石川・加賀兩郡より之が挿穂の伐採を命ぜり。

高田藩生
垣ノ制

高田藩 二四三六(安永五)年五月、藩は「御長屋之儀兼而御定之通、雨落々三尺之外地は無レ之候處、近年長屋又は長屋裏之方ニ生垣等を付、自然與道幅狭く相成、往來之障り相成候所も有レ之候由」とし、生籬等は之を取拂〔註一九〕はしめ、又新規なるは豫め伺はしむることとせり。

鳥取藩生
籬ノ制

鳥取藩 二五一六(安政三)年十一月〔註二〇〕、柵ツチ垣廻り一筋植の場は、二尺宛間を置き之を植ゑしむ。

高知藩生
垣ノ制

高知藩 二三四五(貞享二)年正月、藩令を以て、御上下の節、道筋家々の前に俄に木葉をさして垣とするものあるが、間もなく枯れて殊の外見苦しきを以て、當春より杉小苗を植ゑ或は挿し、又は土用竹を植ゑて生垣とすべき旨〔註二一〕を達せり。

小倉藩生
垣ノ制

小倉藩 二四八七(文政一〇)年四月、豊前國田川郡の郡掟〔註二二〕を以て、屋敷内の垣雜木の枝葉年々生茂れるを伐拂はず、彌が上にも年々植込み、垣笹を結添へ、他人の田畠の障りとなるをも厭はず、理不盡の仕方あるは相濟まぬ事なり、恠くては屋敷外廻りの田畠狭くなるのみならず、日陰となり作物不出來にて、年貢にも影響すべきを以て、斯の如き箇所は節々巡見して察當すべき旨、各庄屋中へ觸れたり。

中津藩ノ
杉生垣

中津藩 二五二六(慶應二)年八月、藩老の奥方出産あり、其胞衣を書院南庭の杉垣〔註二三〕の内に納めたり、當時同藩にも杉垣の行はれたるを知るべし。

くなるのみならず、日陰となり作物不出來にて、年貢にも影響すべきを以て、斯の如き箇所は節々巡見して察當すべき旨、各庄屋中へ觸れたり。

中津藩ノ
杉生垣

中津藩 二五二六(慶應二年八月、藩老の奥方出産あり、其胞衣を書院南庭の杉垣(註二二二)の内に納めたり、當時同藩にも杉垣の行はれたるを知るべし。

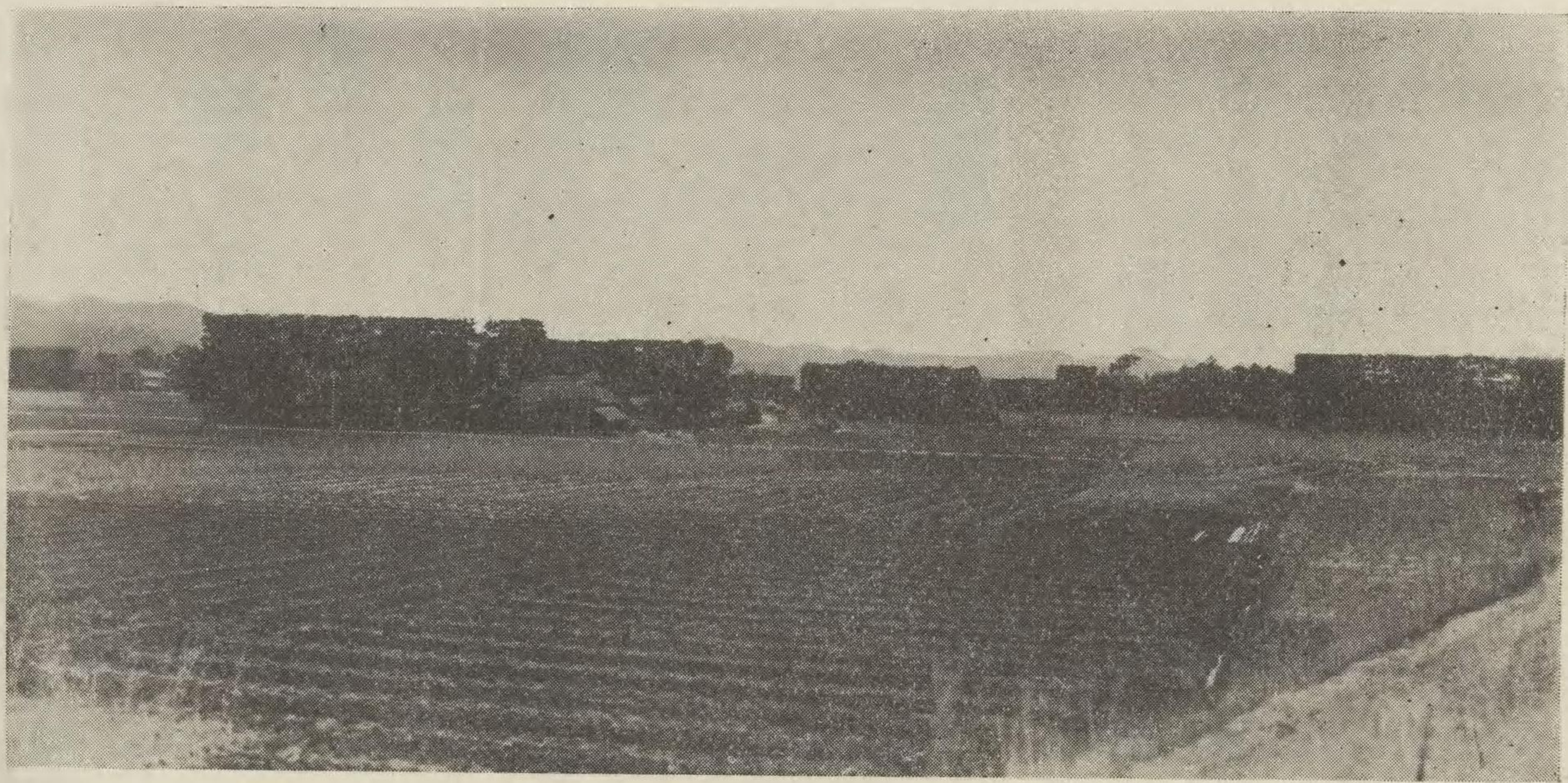
而して明治維新後、著るしく土墾等の減退したるに拘らず、生籬は廢止せられずして却て増加せる傾あり。之を舊弘前藩に付て觀るも、二五三三(明治六年、青森縣南津輕郡唐竹村の如きは、村定書(註二四)を以て生籬の高さ等に付て規約し『村内往還通植木枝葉三間(低)キ枝葉不殘伐拂候筈、生垣三尺(高)不(低)高、同厚一尺五寸、尤胴木中外五寸ニ不(低)過、堰流シ限、尤堰之義是迄之通(高)新堰差留之事、垣元(高)堰幅二尺ニ限候事』となし、之に背くものは過價として、滿一ヶ月使番・遠番を命ずることとせり。

(備考) 二五四三(明治一六年八月、北原大發智は、大日本山林會の月次集會に於て演説し『生垣に充つる樹木を概別すれば、櫻・杉・檜・サワラ・木槿・イヌツゲ・マサキ・樺・水松・サンゴジュ・枸杞・五加木・マキ・枳殼・カナメ・水蠟の十六種とし、此樹種中用ふるもの、多少を平均するときは、杉四分・檜の類二分・外十四種にて四分とすべきが、杉垣を多く用ふる所以のものは、其苗の價廉にして成長速なるが故なり、然るに杉・檜の類は、其保存期の短きと人工を要する多きとの二點に於て、世人の之を廢せんことを望むものなり、蓋しカナメは大約八十年、木槿・サンゴジュ・マサキは四十年、枸杞・五加木は三十年、水蠟樹・枳殼樹は六十年、又柞木の如きは最も長く保つに反し、杉は十年乃至十二年にして粗々として枯死し、又他の種類の樹木は、一年一回乃至二回の刈込を以て足れりとするに、杉は四回の刈込を要す』とて、生垣料十六種樹につき其得失を比較し『要するに柞木・カナメ・水蠟樹・サンゴジュの四種を以て、最上の適當樹なりと信ず』と述べたり。

九十九里濱ノ生籬

出雲大社附近ノ生籬

日本山林史保護林篇



出雲大社附近の黒松生籬

尙現代に存生して著名なるもの尠しとせず、即九十九里濱の沿岸に於る槇の生籬は、高き屋敷林を繞り、海岸にはシキミの生籬多く存し、南端なる大東岬には、椿の大木下に仕立てたる所あり、又出雲國には、大社の附近に於て特殊の黒松の生籬あり。其他全國到る處に多少之を見ざるはなし。

要約 之を要するに生籬は、上古以來行はれたるものにして、特に東北地方の如き雪又は風の強き所等に發達したるもの、如く、其樹種は杉・扁柏・羅漢柏・水松・女貞ノズミモチ・檉類・槇・松・柚松の外、臭橘カラダチ・カナメモチ・澁流ウツキ・五加木ウツキ・桑・莽草シヤク・サンゴジユ・柳・竹等を充用し、之が成立に付ては、或は藩の獎勵あり、或は強制に基けるものあるも、當事者の自發に因るもの亦多し。其枝葉等の繁茂して作物等の障りとなるは、何れも之が刈込をなさしめ、地方によりては村定等を以て規約せるもあり、斯くして生籬は現代のみならず、

將來に於ても次第に發達すべきものなるべし。

註一 【野人私草】 ○内閣文庫

註二 【津輕信政公事蹟】 ○弘前市新町岩見常三郎氏



何れも之が刈込をなさしめ、地方によりては村定等を以て規約せるもあり、斯くして生籬は現代のみならず、

將來に於ても次第に發達すべきものなるべし。

- 註一 【野人私草】。○内閣文庫
- 註二 【津輕信政公事蹟】。○弘前市新町岩見常三郎氏
- 註三 【享保元年日記】。○同市津輕伯爵別邸
- 註四 【享保二年日記】。○同上
- 註五 【享保三年日記】。○同上
- 註六 【享保九年日記】。○同上
- 註七 【覺書】。○巖手縣九戸郡侍濱村久慈毅一郎氏
- 註八・九 【雜書】。○盛岡市南部伯爵別邸
- 註一〇 【覺書】。○同上
- 註一一 【山記録帳五上】。○宮城縣遠田郡籠嶽村石川宥真氏
- 註一二 【御定頭書】。○宮城縣廳
- 註一三・一四 【山林方緊要拔萃】。○仙臺市伊達伯爵邸
- 註一五 【御所預並組下持】。○秋田市秋田圖書館
- 註一六 【官要志寫】。○福島縣廳
- 註一七 【畦直シ地置證文】。○福井縣坂井郡本庄村字下番區
- 註一八 【改作所舊記】。○東京市前田侯爵邸
- 註一九 【安永五申より天明五已迄 萬年覺】。○高田市庄田稻美氏
- 註二〇 【植物方日記】。○鳥取市池田侯爵別邸

註二一 【貞享二年分覺書】 ○東京市山内侯爵邸

註二三 【御郡觸御掟書】 ○福岡縣田川郡添田町中村武弘氏

註二四 【御用所日記】 ○中津市山崎良太郎氏

註二五 【明治六年
内山理三郎廳用留】 ○青森縣南津輕郡竹館村字唐竹區

三 公 園 林

名稱 園林又は苑林等と唱へ得べきも、一般に公園と名附けらるゝ土地内に存立するの故を以て、茲に之を公園林と稱せんとす。

意義 公園林は、國又は公共團體等に於て、特に設定せる公園の地域内に仕立てらるゝ森林にして、平時に在りては、汚氣を濾淨し、喧噪を遮斷するのみならず、公衆の觀賞・享樂・運動・遊戯を助け、非常時に在りては、防火・防災・避難等の效あるを以て、特に熱鬧せる都市には缺くべからざるものとせられ、近時郊外又は山嶽地帯等に設置せらるゝ公園内には、鬱蒼として生茂せしめざるは無く、場所によりて然らざるもありと雖、概して多少の樹木を配植し、草木・花卉・泉石・道路・休息所等と共に、公園施設の一大要素となすを通例とす。従つて本林は、衛生的の關係のみならず、風致的・保安的の林系を兼ね有するものとす。

沿革 當局の調査によれば、陸奥國三戸郡戸來村三嶽神社の神苑は、中古一五二三（貞觀五年）七月に創設せられ、公園様のものとして最古きものゝ如く、又近古、備中國玉島町圓通寺々庭は、二二一八一―二九（永祿）年代に、近世、岩代國郡山市の共樂園は、二四一一―二三（寶曆）年代に開設せられたりと傳ふるも何れも定かならず。次に二四四一―八（天明）年代、松

陸奥國三
嶽神社神
苑

奥州白河
ノ南湖

平樂翁は、其領地なる奥州白河(磐城國西白河郡關泉)に南湖(註一)を築き、衆と共に樂み併せて灌漑を計り、二四七三(文化一〇)年、羽後國酒田に日和山、二四九六(天保七)年、越後國北蒲原郡水原に天朝山ありしと言はる。二五〇一(天保二)年七月、徳川齊昭(烈公)(註二)は水戸に弘道館園(元水戸公園)、二五〇二(天保三)年七月偕樂園(元常磐公園)を起し、樂翁の南湖と同じく上下をして偕に樂ましめんとせり。尙二四九〇―五〇七(天保一弘化)年代京都なる若王子神社神苑、二五一二(嘉永五)年陸中國東磐井郡藤澤町の愛宕、二五一九(安政六)年能登國鳳至郡輪島町鳳來山、二五一四―九(安政)年代羽後國由利郡金浦町勢至、備前國和氣郡藤野村和氣神社境内、二五二一―三(文久)年代伯耆國西伯郡境町臺場に孰も公園様のもの既に存したりと云ふ。明治維新となるや、二五二八(明治元)年常陸國土浦町に土浦公園を、二五二九

水戸ノ弘
道館園及
偕樂園

明治維新
直後ノ公
園

(明治二)年十月岩代國福島市に信夫山公園を、二五三〇(明治三)年上野國草津町に圓山を、二五三一(明治四)年筑前國秋月町重祐神社境内に梅園を、二五三二(明治五)年十月肥前國西松浦郡大坪村香橘神社境内に伊萬里公園を、同年豊後國臼杵町に臼杵公園を開設せり。

二五三三(明治六)年一月に至り、太政官は布告第一六號を以て『三府ヲ始メ人民輻輳ノ地ニシテ、古來ノ勝區、名人ノ舊跡等、是迄群衆遊覽ノ場所(東京ニ於テハ金龍山淺草寺・東叡山寛永寺境内ノ類、京都ニ於テハ八坂社・清水ノ境内・嵐山ノ類、總テ社寺境内除地或ハ公有地ノ類)従前高外除地ニ屬セル分ハ、永ク萬人偕樂ノ地トシ、公園ト可レ被ニ相定ニ』

本邦公園
ノ濫觴

と令達し、各府縣に候補地を撰擇せしめて公園を設備したり、是れ本邦公園と稱するもの濫觴なりとす。爾來公園に編入せられたるもの頗る多數に上り、大要左表の如し。

叡山寛永寺境内ノ類、京都ニ於テハ八坂社・清水ノ境内・嵐山ノ類、總テ社寺境内除地或ハ公有地ノ類）従前高外除地ニ屬セル分ハ、永ク萬人偕樂ノ地トシ、公園ト可レ被ニ相定ニ

本邦公園ノ濫觴

と令達し、各府縣に候補地を撰擇せしめて公園を設備したり、是れ本邦公園と稱するものノ濫觴なりとす。爾來公園に編入せられたるもの頗る多數に上り、大要左表の如し。

二五三三(明治六)年編入

月	名稱	所在地	坪數	町立
一月	高遠	長野縣高遠町	四、六三五	町立
四月	城山	岐阜縣高山町	五四、四一九	町立
同	高知	高知市追手筋	四〇、八四〇	縣立、高知城址
六月	嚴島	廣島縣嚴島町	一、四四九、二一〇	縣立
七月	白山	新潟市	一〇、六八二	市立
九月	新發田東	新潟縣新發田町	三、〇三二	町立
十月	芝	東京市芝區	一五六、六三六	市立、三緣山増上寺境内及附近
同	上野	同 市下谷區	一八五、一八九	市立
同	深川	同 市深川區	七、七四六	市立、深川八幡神社境内
同	飛鳥山	同 市瀧野川區	一三、七二七	市立、飛鳥山
同	鞆	廣島縣鞆町	七七七、八七〇	縣立、仙醉島
同	高山	岐阜縣高山町	六五、八三一	町立
同	吹揚	今治市	—	市立

二五三四(明治七)年編入

二月	兼六	金澤市	三〇、四四二	縣立、蓮池、前田氏花園
----	----	-----	--------	-------------

四月	龜山	兵庫縣豐岡町	七、三四六	町立
九月	松岬	米澤市	九、一一九	市立
同	横濱	横濱市	一九、四四八	市立

二五三五(明治八年編入)

三月	小城	佐賀縣小城町	二五、七四〇	町立、舊城址
七月	高岡	高岡市	七二、六三七	市立、高岡城址
八月	高島	長野縣上諏訪町	五、九八〇	町立
同	東遊園	神戸市	一一、一八五	市立、初内外人遊園地、明治三十二年現稱トナル
同	櫻ヶ岡	仙臺市	七、四八三	市立
同	栗林	高松市	一八〇、一四一	縣立

二五三六(明治九年編入)

三月	鷺原	島根縣津和野町	三、一四六	町立
四月	遊龜	甲府市	八、八二九	市立
五月	手柄山	兵庫縣飾磨郡手柄村	六六、二一三	村立
同	鶴岡	鶴岡市	二三、三九〇	市立、舊城址
同	開盛山	郡山市	八六、七〇二	市立
同	東	福岡市	九六、五七〇	縣立
同	舞鶴	唐津市	一二、九七五	市立、舊舞鶴城址

二五三七(明治一〇年編入)

同	水澤	巖手縣水澤町	二三、六一五	町立
同	偕樂	津市	一二、〇八二	市立

二五三八(明治一一年編入)

東	福岡市	九六、五七〇	縣立
舞鶴	唐津市	一二、九七五	市立、舊舞鶴城址
二五三七(明治一〇)年編入			

水澤	巖手縣水澤町	二三、六一五	町立
借樂	津市	一二、〇八二	市立
二五三八(明治一一)年編入			

函館	函館市	一四、五三五	市立
西	福岡市	五一、七五〇	縣立
二五三九(明治一二)年編入			

福山	北海道松前郡福山町	四、九〇八	町立
二五四〇(明治一三)年編入			

奈良	奈良市及添上郡東市村	一、五九六、七四九	縣立、寺院上地及國有林
五月	愛知縣國府町	三〇、〇〇〇	町立

八月	福島縣飯坂町	五九、四五〇	町立、大島城址(佐藤庄司の據所)
同	岐阜縣養老郡養老村	二四〇、六五九	縣立

九月	福島縣白河町	一〇六、九六二	町立、松平定信創設の勝地
同	兵庫縣多紀郡福住村	四、〇一三	村立

二五四一(明治一四)年編入			
三月	中津市	四、四四八	市立、舊城址

四月	千葉市	二、一四一	市立、千葉家の城址
五月	松坂市	八、三八五	市立、蒲生氏城址

六月	東京市麴町區	九、〇八二	市立、日枝神社境內
----	--------	-------	-----------

十月 合 浦

青森市

三九、九一九

市立、元舊道原野等

二五四二(明治一五年編入)

九月 岐 阜

岐阜市

六〇、四〇二

市立

十二月 長 野

長野市

七、四五二

市立

一 栃木第一

栃木縣栃木町

六〇、三二七

町立

二五四三(明治一六年編入)

三月 石 山

滋賀縣滋賀郡石山町

一、九〇二

石山寺

二五四四(明治一七年編入)

四月 躑 躅ヶ岡

群馬縣邑樂郡赤羽村

五、二六八

縣立、花山

六月 氷 川

埼玉縣大宮町

七六、一七三

縣立、氷川神社境内

同 津 山

岡山縣苦田村(今、津山市)

六、八九七

市立、寛文年間、領主森氏創造

七月 中 島

札幌市

七四、七五九

市立

八月 千歳(山形市第一)

山形市

二四、一六七

市立、國分寺遺跡

一 後 樂 園

岡山市

三四、六五六

縣立

二五四五(明治一八年編入)

四月 烏 帽子

山形縣赤澤町

一八、〇〇〇

區立

八月 鹿 兒 島

鹿兒島市

四九、四三六

市立

一 熱 海

靜岡縣熱海町

九、六八七

町立

二五四六(明治一九年編入)

三月 愛宕山

東京市芝區

四、七九三

市立、愛宕神社境内

五月 龜山

三重縣龜山町

七、〇六五

町立、龜山城址(石川氏)

八月 圓山

京都市

一

市立、圓山

大 師

川崎市

三二、〇〇〇

平間寺

八月 鹿兒島 鹿兒島市 四九、四三六 市立
 一 熱海 靜岡縣熱海町 九、六八七 町立

二五四六(明治一九)年編入

三月 愛宕山 東京市芝區 四、七九三 市立、愛宕神社境内
 五月 龜山 三重縣龜山町 七、〇六五 町立、龜山城址(石川氏)
 八月 圓山 京都市 市立、圓山
 一 大寺 川崎市 三一、〇〇〇 平間寺

二五四七(明治二〇)年編入

五月 千代 秋田縣岩崎町 五四、七一五 町立
 一 愛宕 岐阜縣八幡町 二、七六〇 町立
 一 館山 千葉縣館山町 六、六三一 町立

二五四八(明治二二)年編入

五月 利府館 宮城縣利府館村 四七〇 青年團
 六月 道後 愛媛縣道後湯町 二八、八八四 縣立、植物園
 七月 佐野 栃木縣佐野町 一三、三九六 町立、官有及民有林
 十一月 野澤城山 長野縣野澤町 一、七九四 町立

二五四九(明治二三)年編入

七月 坂本町 東京市日本橋區 一、五七五 市立
 一 今宮 長野縣上飯田町 四、九二〇 町立

二五五〇(明治二三)年編入

三月 高根 愛知縣龜崎町 一五、〇〇〇 町立
 同 城山 鹿兒島市 四四、三六一 市立、舊城址

三月	湯島	東京市本郷區	二、六五一	市立、湯島天神境内
同	清水谷	同 市麴町區	三、三二六	市立、清水谷
五月	東山	宮城縣志津川町	五四〇	町立

二五五二(明治二四)年編入

三月	巴江	愛知縣田原町	一、九〇六	町立、舊城址
五月	白山	東京市小石川區	四八一	市立
七月	金龜	滋賀縣彦根町	一	町立
八月	江尻	宮城縣鹽竈町	三、〇七〇	町立
九月	忍	埼玉縣忍町	二、五八六	町立
十二月	足利	足利市	九、一八八	市立

二五五三(明治二五)年編入

七月	高島	長野縣上河野町	五、八八四	町立
十二月	杉馬遊園地	同 縣上伊那郡伊那里村	六五〇	村立

二五五三(明治二六)年編入

三月	赤穂	長野縣上伊那郡赤穂村	四三、八二一	村立
四月	丸山	同 縣伊那町	六五〇	町立
六月	吉野	奈良縣吉野町	六〇、三三〇	縣立
七月	鹿渡	秋田縣山本郡鹿渡村	二、〇〇〇	村立
十月	象山	長野縣埴科郡西條村	一三六	村立

二五五四(明治二七)年編入

一月	野田清水	千葉縣野田町清水	六七〇、〇〇〇	寺
三月	摺鉢	富山縣戸出町	七四五	町立

六月	吉野	奈良縣吉野町	六〇、三三〇	縣立
七月	鹿渡	秋田縣山本郡鹿渡村	二、〇〇〇	村立
十月	象山	長野縣埴科郡西條村	一三六	村立

二五五四(明治二七年編入)

一月	野田清水	千葉縣野田町清水	六七〇、〇〇〇	寺
二月	摺鉢	富山縣戶出町	七四五	町立
四月	五社	濱松市	四、五四一	市立
十月	笠間城山	茨城縣笠間町	三、二五八	町立、舊城址
十一月	小倉	岐阜縣美濃町	二九、六一〇	町立

二五五五(明治二八年編入)

三月	小牧	鹿兒島縣熊毛郡中種子村	三、〇〇〇	村立
五月	三田	兵庫縣三田町	四、〇七五	町立
七月	本宮	福島縣本宮町	一四、八六四	町立
八月	岡崎	京都市	三〇、二〇九	市立
十月	多加	兵庫縣中町	六〇〇	町立
十二月	和歌	和歌山縣和歌浦町	一二四、五一一	縣立、明治三十年六月追加
十一月	福山	福山市	四、〇六二	市立、舊城址

二五五六(明治二九年編入)

五月	千秋	秋田市	一	縣立、秋田城址
同	前見	秋田縣湯澤町	九、九三〇	社
九月	雙松	山形縣宮内町	一五、〇〇〇	町立
十一月	菊澤	長野縣諏訪郡玉川村	五一一	村立

十

五地山

兵庫縣篠山町

八、二〇〇

町立

二五五七(明治三〇)年編入

四月

湊

茨城縣湊町

三、九〇六

町立、水戸藩主別莊貧賚閣跡

同

長山

福井縣勝山町

一一、〇一九

町立

同

平原

福岡縣浮羽郡水繩村

三〇、〇〇〇

村立

五月

松池

山形縣長中町

三、〇〇〇

町立

七月

住吉

愛媛縣長濱町

九〇〇

町立

同

嚴島

同縣菊間町

九〇〇

嚴島神社

九月

園部

京都府園部町

一八、三五三

町立、舊城址

同

清水寺境内

京都市

一〇、〇〇〇

清水寺

同

丸山

新宮市

五、九四七

市立

同

松原

廣島縣三次町

一、〇三一

町立

二五五八(明治三一)年編入

一月

田原本

奈良縣田原本町

六八六

町立

二月

龜山

福井縣大野町

三八、二〇〇

町立、大野城址

四月

摺澤

巖手縣東磐井郡摺澤村

一、四〇〇

村立

八月

比治山

廣島市

四二、〇一八

市立

同

江波山

同市

九、一九八

市立

十一月

宮地山遊園地

愛知縣赤坂町

一五、〇〇〇

宮道天神社

十二月

龍ヶ崎

茨城縣龍ヶ崎町

六、三〇四

町立、字愛宕官林

二五五九(明治三二)年編入

一月

小倉山

福島縣中野町

二、六七四

小倉神社

八月	比治山	廣島市	四二、〇一八	市立
同	江波山	同市	九、一九八	市立
十一月	宮地山遊園地	愛知縣赤坂町	一五、〇〇〇	宮道天神社

十二月 龍ヶ崎 茨城縣龍ヶ崎町 六、三〇四 町立、宇愛宕官林

二五五九(明治三二)年編入

一月	小倉山	福島縣中野町	二、六七四	小倉神社
同	華藏寺	群馬縣伊勢崎町	三三、〇〇〇	町立
二月	名和	鳥取縣御來屋町	一、三〇〇	町立
四月	大岩山	富山縣中新川郡大岩村	一八、〇〇〇	日吉寺
同	城山	長野縣小縣郡殿城村	三、〇〇〇	村立
同	市ノ瀬遊園地	長野縣上伊那郡伊那里村	六〇〇	村立
五月	横手	秋田縣横手町	一二、六〇〇	町立、戶村舊城址
九月	西牟田村	福岡縣築上郡西角田村	七五〇	村立

二五六〇(明治三三)年編入

三月	旭ヶ岡	福島縣須賀川町	一五、五四五	町立
同	鶴山	津山市	二四、〇四四	市立、舊城址
四月	富根	秋田縣山本郡富根村	六、〇〇〇	村立
五月	手宮	小樽市	二五、三七一	市立
同	小樽	同市	八八、五六九	市立
同	丸山	北海道廣尾郡茂寄村	五、九四〇	村立
同	舞鶴	秋田縣西馬音内町	八、一二三	町立
同	龜井山	福島縣安積郡三代村	二、〇〇〇	村立

五月	舟津	福島縣安積郡月形村	一、五〇〇	村立
同	鶴山	同縣同郡福良村	一、二〇二	村立
同	館山	同縣同郡赤津村	一、〇三二	村立
同	栃木第二	栃木縣栃木町	一八、〇〇〇	町立
同	岩殿物見山	埼玉縣比企郡今宿村	二、七〇〇	岩屋法正寺
同	諏訪	横須賀市	四、九五〇	市立
同	記念	長野市	二六、三八四	市立
六月	御幸	青森縣黒石町	二、七一七	町立
七月	舞子	兵庫縣舞子町(今、神戸市)	六、一八一	縣立
十月	弘法山	福島縣石川郡淺川村	六〇〇	村立
二五六二(明治三四)年編入				
三月	大森	秋田縣大森町	二五、〇〇〇	町立、慶長年間小野寺輝光の城址
同	横澤	同縣仙北郡横澤村	四、五〇〇	―
五月	鷹栖	北海道上川郡鷹栖村	二五、二九八	村立
同	下田城山	静岡縣下田町	一八、三三〇	町立
六月	奥武山	那覇市	一八、〇三七	市立
八月	水月	富山縣城端町	一、三三八	町立
十一月	舞鶴	秋田縣大森町	三、〇〇〇	町立
十二月	能代	秋田縣能代港町	二五、九八〇	町立、盤若山

二五六二(明治三五)年編入

四月	小舞子	石川縣能美郡湊村	三六、七八〇	村立
同	深澤	長野縣上伊那郡中箕輪村	一一〇	村立